

令和 5 年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

広島県・府中町

株式会社野村総合研究所

令和 6 年 3 月

目次

第1章	実証事業の概要.....	1
1.1	背景・目的.....	1
1.2	実証事業の内容.....	3
1.3	実証事業を通じて実現を目指す業務プロセス.....	5
1.4	スケジュール・実施体制.....	6
1.5	本実証に要する費用.....	9
第2章	連携するデータ項目の選定.....	10
2.1	必要なデータ項目の検討・取得可能性調査.....	10
2.2	データ項目の選定結果.....	11
第3章	判定基準の検討.....	17
3.1	府中町分析（2022年度）.....	18
3.2	府中町分析（2023年度）.....	20
3.3	統合 AI モデル.....	23
第4章	個人情報の適正な取扱いに係る整理.....	28
4.1	個人情報の取扱いに係る法的整理.....	28
4.2	個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点.....	35
4.3	プライバシーの保護への対応に関する主な取組み.....	39
第5章	システムの構築.....	40
5.1	システムの概要.....	40
5.2	データ連携方式（システム構成）.....	41
5.3	データ連携にあたり、システムへの実装が必要な機能.....	42
5.4	システムによる判定機能の構築.....	44
5.5	情報へのアクセスコントロールの整理.....	45
第6章	データの準備.....	2
6.1	アナログ情報のデジタル化.....	2
6.2	データの加工.....	3
6.3	名寄せ.....	4
6.4	その他、データの準備に係る諸課題への対応.....	5
第7章	データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組.....	6
7.1	システムによる判定の結果.....	6
7.2	支援に向けた人による絞り込み.....	8
7.3	データ連携により把握したこども等に対する支援.....	17
第8章	事業効果の評価・分析.....	24
8.1	データ連携による抽出結果の全体像.....	24
8.2	困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示.....	26
8.3	こどもデータ連携の取組効果の分析.....	28
第9章	考察・まとめ.....	30

第1章 実証事業の概要

1.1 背景・目的

1.1.1 背景

近年の児童虐待の相談対応件数や不登校の増加の背景には、共働き家庭の割合の増加、核家族化の進展、ひとり親家庭の増加など家族形態の多様化や家庭環境の複雑化などがあると考えている。そのような中、自治体においては、子供たちに虐待などの問題が発生するまでは情報を共有する仕組みがなく、親の妊娠期から就学後まで一貫して情報管理する仕組みがないため、子供たちの養育状況が見えにくく、支援が遅れることがある。

また、新型コロナウイルス拡大前から、人口減少、核家族化といった社会環境の変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化していた。そして、新型コロナウイルス拡大後は、感染拡大防止措置の影響により、行政やNPOが提供してきたこどもの交流・見守りや支え合いの場、相談支援を受ける機会等が失われたほか、対面での支援が休止や手法の変更を余儀なくされた。さらに、外出自粛の影響により、元々折り合いの良くなかった家族にとっては家族関係の悪化が生じ、閉塞感を感じる人が少なからず存在したことが見込まれる。新型コロナウイルス感染拡大は、それまでの社会環境の変化等により孤独・孤立を感じやすくなっていた社会において内在していた孤独・孤立の問題を顕在化させ、あるいは一層深刻化させる契機になった。

上記等を踏まえ、令和元年度から広島県では、子供の予防的支援構築事業をモデル市町である府中町、府中市、三次市、海田町の4市町において順次進めている。府中町では、福祉部門や教育部門が保有する府中町在住15歳（中学校3年生）までの子供の育ちに関するデータを統合・分析するシステムを、デジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」の採択を受け令和4年度に開発し試行的な運用まで実施した。

しかし令和4年度中は、システム開発等に時間を要し、潜在的に支援が必要な児童の把握に留まり、継続的な支援の実施まで行うことができなかった。また、本取組は短期間で成果が生まれるものではなく、支援をもとに子供や家庭の長期的な変化を確認する必要があること、データ分析の結果から正解データ数が少なく、リスク予測の精度向上のためには更なるデータ蓄積が必要であることなどの課題が残った。

また、実証事業の中で、個人情報保護・プライバシー保護に関する対応についても課題となった。本事業は行政サービスの向上として取り組むものであるが、アプローチのため家庭に接触する際にもプライバシーの侵害も含めて予期せぬ情報収集・連絡とならないよう留意する必要があった。

これらの状況を踏まえ、引き続き事業推進を図るとともに、地方自治体のみでは解決できない課題については関係省庁と協力して解決策を探っていきたいと考えており、継続して令和5年度においても応募し、事業を継続することとした。

1.1.2 目的

広島県・府中町では、子供の育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクから子供たちを守り、子供たちが心身ともに健やかに育つ仕組みづくりを目指している。

本年度は、

- ①昨年度構築の「こどもデータ統合システム」を活用し予防的支援を行うことができている状態
- ②更なるデータの蓄積および複数市町（府中町・府中市・三次市・海田町）のデータを統合してリスク予測モデルを構築するとともに、各市町単独の予測モデルとの精度比較ができている状態を目指した。

1.2 実証事業の内容

前述の目的達成のため、本年度は取組①府中町における予防的支援、取組②データ統合モデル生成、の2つの取組を進めた。

取組①では、リスクが高いと判定されたこどもに対して関係部署と協議の上、人による絞り込みを実施し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭に対してアプローチを実施し、必要な支援や見守りを実施した。まずは昨年度末（2023年3月）にシステムで判定した児童について学校に情報の聞き取りを行い、潜在的に支援が必要な児童（見守り対象）の絞り込みを行った。見守り対象として設定した児童に対しては、生活保護世帯への家庭訪問や、児童扶養手当の現況確認の場などを活用し、状況の確認や支援ニーズの聞き取りを行った。また、学校においては児童の様子を月1回チェックリストで確認した。

また、児童の就学状況の変化や就学後の情報を含んだモデルに更新したこと等を踏まえ、2023年10月に再度システム判定を行った。学校側にチェックリストへの記入を依頼し、その後学校へのヒアリングを実施した。2024年2月にはリスク判定の閾値を下げ、幅広い児童に対して状況の確認を行った。

また、昨年度事業で虐待の潜在的リスクを抱える児童の判定ロジックを構築してから半年が経ち、データ量が増えたことを踏まえ、リスク判定の再分析を行った。再分析によって更新したリスク判定を用いた児童の判定・アウトリーチ型支援への接続は、次年度含め継続的に取り組んでいく想定である。

取組②では、4市町（府中町・府中市・三次市・海田町）のデータ状況を確認した上で、ロジスティック回帰分析を用いて予測モデルを構築した。昨年度、構築したこどもデータ統合システムにおいて個人ごとの虐待リスクを表示させる機能を稼働させたが、必要なデータ数が不足していたため、現時点から特定の将来時点の予測を行う縦断的分析を行うことができず、現時点の情報に基づく横断的な虐待リスクの予測に留まっていた。今年度は4市町のデータを連携・統合することでデータ数を増やし、縦断的分析が行えることを目的とした。

なお、アウトリーチ型支援への接続については、次年度含め継続的に取り組んでいく想定である。

図表1-1 本年度の実証概要（本年度実施する部分についての整理）

対象とする困難の類型	虐待
実証事項	・ 児童虐待のリスク予測結果や関係機関との調整を踏まえた支援対象者の決定から支援実施までの一連の流れを実施 ・ 昨年度のリスク予測モデルを再分析
本年度末のゴール	関係機関との連携時の課題や、把握した児童や家庭の状況の分析を踏まえた支援のあり方、データ分析結果の精度などを確認・検証できている状態
データ連携・支援の対象とな	府中町在住の0歳～15歳

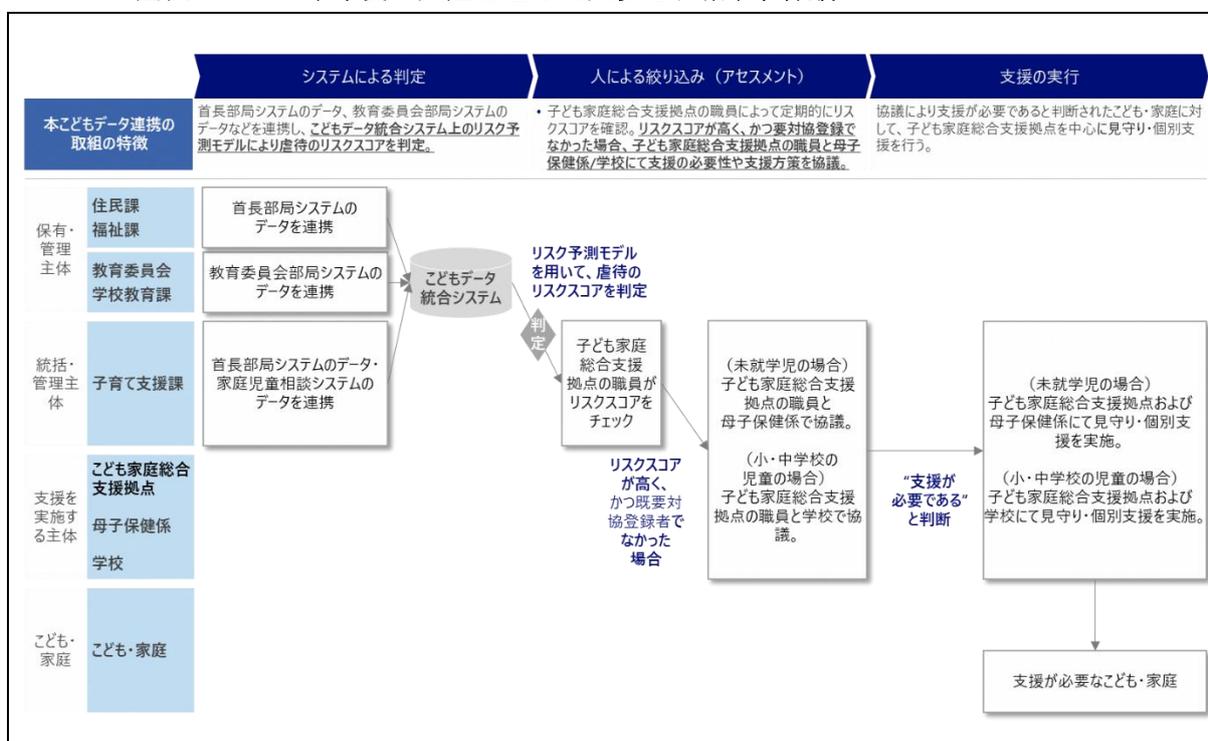
るこどもの範囲	
連携するデータ項目の選定(2章)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度構築した府中町の個別リスク予測モデルに、校務支援システムの健康診断情報、成績情報を追加して分析した。 ・4市町のデータを統合したリスク予測モデルは、4市町で共通のデータ項目・形式で保有している情報を選定して分析した。
判定基準の検討(3章)	こどもデータ統合システムにおけるリスク判定機能を開発するにあたって、虐待リスクのあるこどもの要因を分析し、虐待リスク予測モデルを昨年度構築した。今年度は府中町の個別モデルの再分析と、新たに4市町のデータを統合したリスク予測モデルを構築した。
個人情報の適正な取扱いに係る整理 (法的整理、手続き等)(4章)	こどもに関する各種データの連携に係る留意点(実証事業ガイドライン)に基づき、府中町において個人情報保護法への対応及び住民への事業周知を実施した。
システムの構築 (システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等)(5章)	システム自体は昨年度構築済みであり、今年度はリスク予測モデルの再分析を実施した。
データの準備(6章)	本年度は該当しない
システムによる判定の実施(7章)	虐待に関するリスク予測モデルから算出されるリスク値(0～100%まで表示)について、就学前後でそれぞれの閾値を設定し、高リスクのこどもから担当部署において確認した。
支援に向けた人による絞り込み(7章)	既に要保護児童対策地域協議会に登録されているこどもは除いて、学校や母子保健部署との協議により、人による絞り込みを実施し、潜在的に支援が必要な児童を把握した。
データ連携により把握したこども等に対する支援(7章)	把握した児童に対して、何らかのきっかけを活用して個別のアプローチを実施し、ニーズに応じた支援や学校において見守りを実施した。

1.3 実証事業を通じて実現を目指す業務プロセス

広島県府中町では、福祉部門や教育部門が保有する府中町在住の15歳（中学3年生）までの子どもの育ちに関するデータを統合・分析するシステムについて、令和4年度に構築が完了した。

今年度の実証事業では、図表1-2で示す支援プロセスを実施した。まず、首長部局システムや教育委員会部局システムのデータを連携した「こどもデータ統合システム」上のリスク予測モデルにより、虐待のリスクスコアを判定した。その後子ども家庭総合支援拠点の職員がリスクスコアを確認し、リスクスコアが高く、かつ要対協登録者でなかった場合は、支援対象とした。対象者の就学状況に合わせ母子保健係/学校と支援の必要性及び支援方策を協議し、見守りや個別支援を実施した。

図表1-2 本年度の実証を通じて実現を目指す、業務プロセスのイメージ



1.4 スケジュール・実施体制

1.4.1 スケジュール

本実証は、図表1-3で示すスケジュールに則り、法的整備、府中町再分析・統合AI生成を進めるとともに、昨年度構築したシステムを用いてリスク判定を行い、リスクがあることもや家庭への支援に繋がる取組みを実施した。

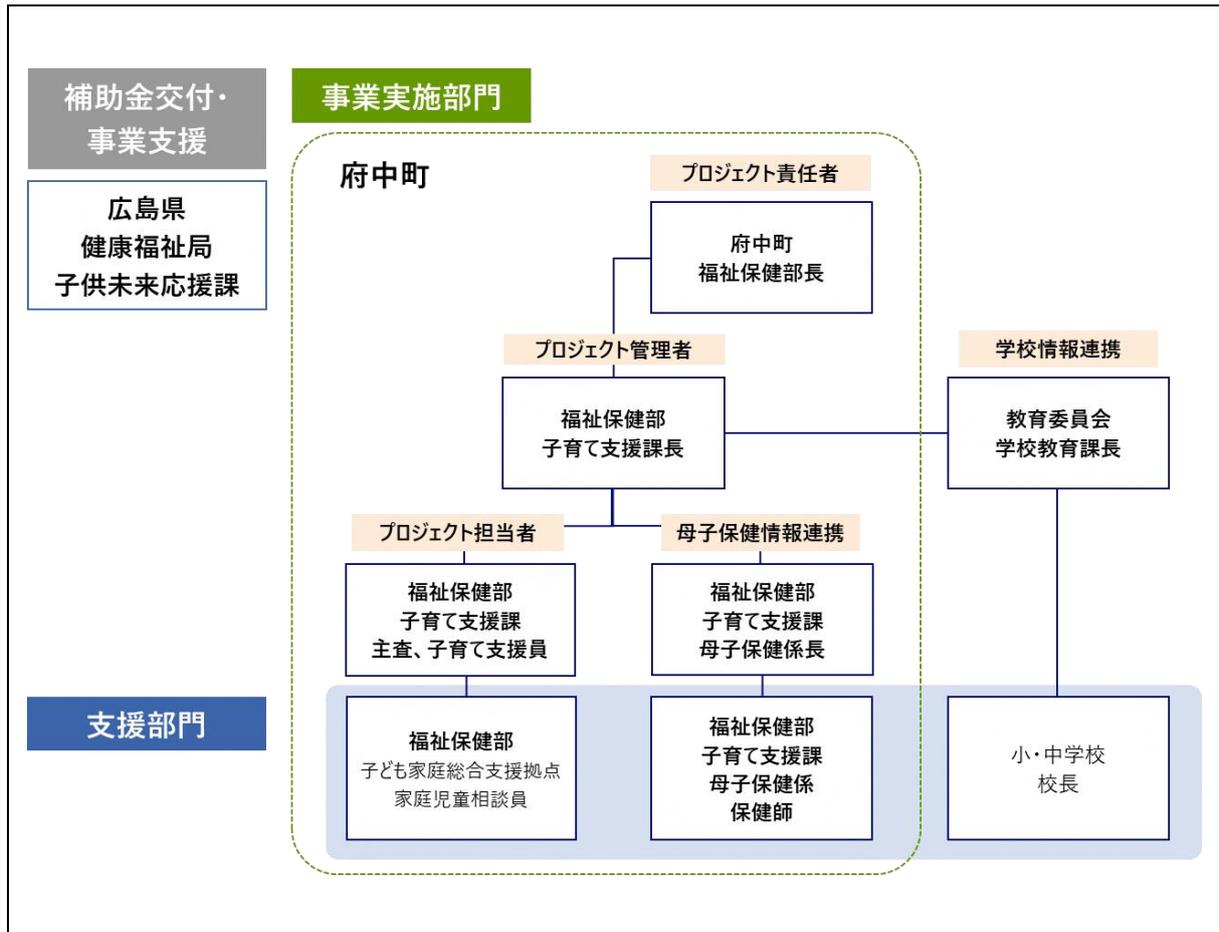
図表1-3 本実証のスケジュール

大項目	小項目	2023年						2024年		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
体制の整備	実施体制検討	▶								
法的整備	規程・要綱等々制定	▶								
システム開発 (府中町再分析)	説明変数の分析		▶							
	モデル生成					▶				
システム開発 (統合AI生成)	チェック項目の整理	▶								
	チェック統合					▶				
	チェック分析・モデル生成						▶			
	運用方法の検討						▶			
効果検証・支援策検討	システム判定				▲リスク判定				▲リスク判定	
	支援実施	▶								
	成果と課題検証	▶								
報告書作成	中間報告会資料作成				▶					
	成果報告書作成						▶			

1.4.2 実施体制

本実証事業の実施体制は図表 1-4 の通り。府中町福祉保健部を中心にプロジェクトを推進し、広島県健康福祉局子供未来応援課が補助金交付・事業支援、府中町教育委員会が学校情報の連携、日本コンピューター株式会社（以下「日本コンピューター」という。）が府中町情報セキュリティポリシーに基づいてシステム開発・運用を担当した。

図表 1 - 4 本実証の実施体制



図表 1 - 5 データを扱う主体、役割

カテゴリ	団体・部署	担う役割
総括管理主体	府中町子育て支援課	本事業に必要な最小限度の情報を集約し管理する等、取組全体の総括的な役割を担う
保有・管理主体	府中町学校教育課 府中町健康推進課 府中町福祉課 府中町子育て支援課	行政事務の過程で得られる児童情報を取得・保有・管理・利用する
分析主体	日本コンピューター	取り扱う児童情報について予防的な支援の実施のために分析を実施する

活用主体	府中町子育て支援課	総括管理主体から権限を付与された範囲でデータを閲覧・利用し、人による絞り込みやアウトリーチ型の予防的支援等を実施する
------	-----------	--

1.5 本実証に要する費用

今年度の実証事業費用は、総額で 33,650 千円（税込）であった。

図表 1 - 6 本実証の見積費用

No.	費用項目	費用概算（税込み）
1	システム改修費	3,300,000 円
2	業務パッケージ保守（利用料含）	5,280,000 円
3	ハードウェア保守費	171,600 円
4	府中町データ分析費用	1,320,000 円
5	統合 A I 用データ分析費用	16,170,000 円
6	実証事業対応費用	6,600,000 円
7	有識者謝金	479,160 円
8	職員旅費	330,000 円
合計		33,650,760 円

第2章 連携するデータ項目の選定

2.1 必要なデータ項目の検討・取得可能性調査

■府中町再分析

基本的には令和4年度の実証事業で連携したデータ項目を用いたが、令和5年度の再分析にあたり、成績、学校健診情報（虫歯以外）等の校務支援データを追加でを使用した。校務支援データについて、令和4年度実証事業では校務支援データを連携することによる有用性が不明だったため、教育委員会との調整の結果、出欠席情報・保健室来所情報・学校健診情報（虫歯）のみを連携することとなった。その後、校務支援データを連携していた他市町でのデータ分析結果により、その他の校務支援データの有用性も示されたため、令和5年度は校務支援データを追加で分析し、分析結果を踏まえて実際の活用可否を決定することとなっている。

また、追加のデータ項目以外でも、AIモデルの改善を図る観点でも再分析を実施した。

■統合 AI 生成

4市町の持つデータを確認し、共通項目・独自項目を整理。市町ごとのデータの違いも踏まえ、4市町共通項目の中から使用するデータ項目を決定した。なお、今後、健康管理システムを含めた基幹業務システムの統一・標準化が実施されるため、標準化以降も問題なく利用できるよう、標準仕様書の項目と照らし合わせながら項目を選定した。

2.2 データ項目の選定結果

2.2.1 府中町分析(2022 年度)

府中町 2022 年度モデルにおいて、今回の実証事業で選定したデータ項目は以下の通りである。データの保存期間について、虐待の相談・通告に対応しているケースの場合、厚生労働省では、現在の指針で、原則 25 歳まで、対象のこどもの記録をまとめた「児童記録票」の保存を求めている。他方で、今回のシステムにおいては、虐待がまだ発生していない段階での情報であるため、18 歳まで記録を保管し、利用期間を過ぎたら削除という方針である。18 歳の区切りは、児童福祉法に定める児童の年齢を参照している。

図表 2 - 1 データ項目の選定結果【府中町 2022 年度モデル】

No	連携したデータ項目	保有・管理主体
1	住民記録	住民課
2	生活保護受給	福祉課
3	障害者手帳（身体）	福祉課
4	障害者手帳（療育）	福祉課
5	障害者手帳（精神）	福祉課
6	障害者通所支援	福祉課
7	ひとり親医療費助成	子育て支援課
8	子ども医療費助成	子育て支援課
9	保育所所属	子育て支援課
10	1 歳 6 か月児健診	子育て支援課
11	3 歳児健診	子育て支援課
12	予防接種	健康推進課
13	4 か月児すこやか赤ちゃん 広場	子育て支援課
14	プロフィール（出生時情報 等）	子育て支援課
15	出欠席_出欠席の日数	教育委員会
16	健康診断_歯口腔	教育委員会
17	保健室来室記録_来室内容	教育委員会
18	就学援助	教育委員会
19	虐待通告・相談一覧	子育て支援課

分析対象とすることにも紐づくデータを選定した。母親と子の結び付けがされているデータがシステム上は少なかったため、母親に紐づく母子手帳等の情報は対象外とした。

2.2.2 府中町再分析(2023 年度)

府中町再分析において、今回の実証事業で選定したデータ項目は以下の通りである。

図表 2 - 2 データ項目の選定結果【府中町再分析】

No	連携したデータ項目	保有・管理主体
1	住民記録	住民課
2	生活保護受給	福祉課
3	障害者手帳（身体）	福祉課
4	障害者手帳（療育）	福祉課
5	障害者手帳（精神）	福祉課
6	障害者通所支援	福祉課
7	ひとり親医療費助成	子育て支援課
9	保育所所属	子育て支援課
10	母子健康手帳	子育て支援課
11	乳児健診	子育て支援課
12	1歳6か月児健診	子育て支援課
13	3歳児健診	子育て支援課
14	予防接種	健康推進課
15	4か月児すこやか赤ちゃん 広場	子育て支援課
16	9か月児のびのび赤ちゃん 広場	子育て支援課
15	出欠席_出欠席の日数	教育委員会
17	健康診断_歯口腔	教育委員会
18	保健室来室記録_来室内容	教育委員会
19	健康診断_内科	教育委員会
20	健康診断_眼科	教育委員会
21	健康診断_耳鼻科	教育委員会
22	健康診断_体位測定	教育委員会
23	小学校成績_評定	教育委員会
24	中学校成績_評定	教育委員会
25	就学援助	教育委員会

26	相談・通告	子育て支援課
----	-------	--------

基本的には 2022 年度に使用したデータは使用することとした。また、母親と子の結び付けができたため、母親に紐付く母子手帳等の情報は新たに分析対象となった。校務支援情報のうち、出欠席、歯口腔、保健室来所記録は 2022 年度も使用したが、それら以外の情報は本実証事業で初めて使用することになった情報である。

2.2.3 統合 AI モデル分析

統合 AI 生成について、今回の実証事業で選定したデータ項目は以下の通りである。
なお、府中町、海田町、府中市、三次市の 4 つの市町を統合するため、表を分けて記載する。

図表 2 - 3 データ項目の選定結果【統合 AI 生成-府中町】

No	連携したデータ項目	保有・管理主体
1	住民記録	住民課
2	生活保護受給	福祉課
3	障害者手帳（身体）	福祉課
4	障害者手帳（療育）	福祉課
5	障害者手帳（精神）	福祉課
6	障害者通所支援	福祉課
7	ひとり親医療費助成	子育て支援課
9	保育所所属	子育て支援課
11	乳児健診	子育て支援課
12	1 歳 6 か月児健診	子育て支援課
13	3 歳児健診	子育て支援課
14	予防接種	健康推進課
15	4 か月児すこやか赤ちゃん広場	子育て支援課
15	出欠席_出欠席の日数	教育委員会
17	健康診断_歯口腔	教育委員会
18	保健室来室記録_来室内容	教育委員会
19	健康診断_内科	教育委員会
20	健康診断_眼科	教育委員会
21	健康診断_耳鼻科	教育委員会
22	健康診断_体位測定	教育委員会
23	小学校成績_評定	教育委員会
24	中学校成績_評定	教育委員会

25	就学援助	教育委員会
26	相談・通告	子育て支援課

4 市町で共通する情報を選定している。分析対象とすることにも紐付くデータを選定したところ、母親と子の結び付けがされているデータがシステム上は少なからず存在していた。しかし海田町と府中市については、それらがデータ上結びついていなかったため、4 市町で条件を揃える意図で、母親に紐付く母子手帳等の情報は対象外とした。

図表 2 - 4 データ項目の選定結果【統合 AI 生成-海田町】

No	連携したデータ項目	保有・管理主体
1	住民記録	住民課
2	ひとり親医療	こども課
3	保育所所属	こども課
4	就学援助	学校教育課
5	生活保護	社会福祉課
6	障害者手帳（身体）	社会福祉課
7	障害者手帳（療育）	社会福祉課
8	障害者手帳（精神）	社会福祉課
9	障害者通所支援	社会福祉課
10	1歳6か月児健診	こども課
11	3歳児健診	こども課
12	予防接種	健康づくり推進課
13	すくすく赤ちゃん	こども課
14	出欠席_出欠席の日数	学校教育課
15	健康診断_歯口腔	学校教育課
16	保健室来室記録_来室内容	学校教育課
17	健康診断_内科	学校教育課
18	健康診断_眼科	学校教育課
19	健康診断_耳鼻科	学校教育課
20	健康診断_体位測定	学校教育課
21	小学校成績_評定	学校教育課
22	中学校成績_評定	学校教育課
23	相談台帳	こども課

4 市町で共通する情報を選定している。分析対象とすることにも紐付くデータを選定したところ、母親と子の結び付けがされているデータがシステム上はなかったため、母親に紐付く母子手

帳等の情報は対象外とした。

図表 2 - 5 データ項目の選定結果【統合 AI 生成-府中市】

No	連携したデータ項目	保有・管理主体
1	宛名	市民課
2	生活保護関係業務	福祉課
3	身体障害者手帳台帳	福祉課
4	療育手帳交付台帳	福祉課
5	精神保健福祉手帳台帳	健康推進課
6	自立支援医療（精神通院）業務	福祉課
7	ひとり親医療費助成	子育て応援課
8	子育て支援	子育て応援課
9	4 か月児健康診査	子育て応援課
10	1 歳 6 か月児健康診査	子育て応援課
11	3 歳児健康診査	子育て応援課
12	予防接種各種データ	健康推進課
13	児童虐待管理台帳	子育て応援課

4 市町で共通する情報を選定している。海田町と同様に、分析対象とすることもに紐づくデータを選定したところ、母親と子の結び付けがされているデータがシステム上はなかったため、母親に紐づく母子手帳等の情報は対象外とした。

図表 2 - 6 データ項目の選定結果【統合 AI 生成-三次市】

No	連携したデータ項目	保有・管理主体
1	住民記録	市民課
2	ひとり親医療費助成	子育て支援課
3	自立支援医療	子育て支援課
4	身体障害者手帳	健康推進課
5	子ども子育て支援	健康推進課
6	精神手帳	健康推進課
7	療育手帳	健康推進課
8	生活保護関係業務	子育て支援課
9	乳児健診	健康推進課
10	1 歳 6 か月児健診	健康推進課

11	3歳児健診	健康推進課
12	予防接種	子育て支援課
13	定例台帳データ	子育て支援課

4 市町で共通する情報を選定している。府中町と同様に、分析対象とすることもに紐付くデータを選定したところ、母親と子の結び付けがされているデータがシステム上は少なからず存在していた。しかし海田町と府中市については、それらがデータ上結びついていなかったため、4市町で条件を揃える意図で、母親に紐付く母子手帳等の情報は対象外とした。

第3章 判定基準の検討

本実証事業では、府中町において2022年度に構築した「府中町2022年度モデル」と今年度に構築した「府中町2023年度モデル」、4市町統合として「統合AIモデル」の3つのモデルが存在するため、それぞれ分けて記載する。

■判定基準設計過程

いずれの分析モデルにおいても以下のステップでモデル構築を行っている。

- ・入力状況を考慮して使用可能な項目や分析対象範囲を選定
- ・4市町で共通して持つ項目について、選択肢の一致状況を確認。
不一致であれば変換を実施（統合AIモデルのみ）
- ・先行研究を参考に使用する項目の候補を選定
- ・ロジスティック回帰分析を行い、関連要因を出す

なお、参考とした先行研究は様々であるが、主に、2022年度のデジタル庁の実証事業「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」の「(データ項目等にかかる調査研究) データ項目一覧」を参考にしている。

■採用した判定基準の概要

第2章（表2-1～表2-6）に記載した各情報にある項目について、対象者の年齢層ごとに入力率を確認した。全く入力されていない項目は除外して、それ以外の項目について使用可否を検討した。使用することとなった項目は分析ツールに投入し、各項目の重みを算出して予測値を計算する仕組みとなっている。

3.1 府中町分析(2022年度)

府中町 2022 年度モデルにおいて、分析に使用した対象データについては、図表 3 - 1 の通りである。また、判定に用いたデータ項目の採用理由は図表 3 - 2 の通りである。

図表 3 - 1 判定に用いたデータ【府中町 2022 年度モデル】

全対象者数 (人)	虐待相談台帳に該当 (人)	割合
8,262	497	6.02%

図表 3 - 2 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由【府中町 2022 年度モデル】

判定に用いたデータ項目	判定に用いるために実施した処理	判定に用いた理由
生活保護あり	生活保護を受給中もしくは受給歴ありの場合に 1 と設定。	先行研究より、類似の要因がリスク要因として示されているため。
就学援助あり	就学援助を受給中もしくは受給歴ありの場合に 1 と設定。	同上
ひとり親医療費助成あり	ひとり親家庭等医療費助成を受給中もしくは受給歴ありの場合に 1 と設定。	同上
障害児通所支援あり	障害児通所支援がある場合に 1 と設定。	同上
精神手帳あり	精神手帳の等級が 1 級、2 級、3 級の場合に 1 と設定。	同上
子ども医療費助成あり	子ども医療費助成を受給中もしくは受給歴ありの場合に 1 と設定。	同上
療育手帳	療育手帳の程度が A、B、㊶、㊷の場合に 1 と設定。	同上
身障手帳	身障手帳の総合等級が 1~6 級の場合に 1 と設定。	同上
遅刻多数	分析対象期間のどこかの 30 日間で遅刻が 10 日以上ある場合に 1 と設定。	同上
要処置歯多数	分析対象期間に実施された学校健診（歯科健診）で、乳歯永久歯問わず、C（むし歯）の合計本数が 5 本以上の場合に 1 と設定。	同上
母親の喫煙あり	各種乳幼児健診・赤ちゃん広場のいずれかで該当した場合に 1 と設定。	同上

(妊娠中) 母親の飲酒	同上	同上
親に頼れないが誰かに頼れる	同上	同上
経済状況苦しい	同上	同上
育てにくさの解決方法知っている (いいえ)	同上	同上
父親は育児をするか (ほとんどしない・何とも言えない)	同上	同上
こどもの口をふさいだ	同上	同上
家に残して外出	同上	同上
激しく揺さぶった	同上	同上
感情的に叩いた	同上	同上
食事を与えなかった	同上	同上
子どもについて心配	同上	同上
育児仲間について心配	同上	同上
パートナーについて心配	同上	同上
最近の心身の調子よくない	同上	同上
母親働いていない	同上	同上
父親働いていない	同上	同上
母親不調	同上	同上
父親不調	同上	同上
母さんは子どもとよく遊ぶ (いいえ)	同上	同上
父さんは子どもとよく遊ぶ (いいえ)	同上	同上
育児は楽しい (いいえ・どちらともいえない)	同上	同上
仕上げ磨き (子供のみ・磨いていない)	同上	同上
(16 健診) 総合判定異常なし以外	1 歳 6 か月健診で該当した場合に 1 と設定。	同上

3.2 府中町分析(2023 年度)

令和 4 年度に作成した府中町モデルでは乳幼児と就学児を同一のモデルで判定していたが、就学後の児童は乳幼児健診の情報が少なく、逆に乳幼児には校務支援情報が存在しておらず、欠損データが多く存在していた。そのため令和 5 年度は、乳幼児と就学児を分けてモデル生成することとした。

府中町再分析モデル（乳幼児）において、分析に使用した対象データについては、図表 3 - 3 の通りである。

図表 3 - 3 判定に用いたデータ【府中町 2023 年度 乳幼児モデル】

全対象者数（人）	虐待相談台帳に該当（人）	割合
3,864	233	6.03%

また、府中町再分析において、今回の実証事業で判定に用いたデータ項目とその判定基準は以下の通りである。乳幼児と就学後で分けて分析を実施したため、表を分けて記載している。また、判定に用いた理由は主に以下の A～C の 3 つあり、当てはまる場合は A～C で記載した。それ以外の理由の場合は、その旨記載している。

- ・ A：先行研究より、類似の要因がリスク要因として示されているため。
- ・ B：2022 年度に実施した府中町の分析において、関連性が確認できたため。
- ・ C：他自治体での分析実績において関連性が見られたため。

図表 3 - 4 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由【府中町 2023 年度 乳幼児モデル】

判定に用いたデータ項目	判定に用いるために実施した処理	判定に用いた理由
生活保護歴あり	生活保護を受給中もしくは受給歴ありの場合に 1 と設定。	A、B
健診未受診者（1.6 歳健・3 歳健）	1 歳 6 か月健診・3 歳児健診のどちらか未受診の場合に 1 と設定。	A
ひとり親医療費助成歴あり	ひとり親家庭等医療費助成を受給中もしくは受給歴ありの場合に 1 と設定。	A、B
暮らしの経済状況（大変苦しい・やや苦しい）	各種乳幼児健診・赤ちゃん広場のいずれかで該当した場合に 1 と設定。	A、B
届出時妊娠週数（20 週以上）	母親の妊娠届出時の妊娠週数が 20 週以上の場合に 1 と設定。	A
相談相手（全ていいえ・無回答）、相談相手誰もいない（はい）、父親は育児をして	各種乳幼児健診・赤ちゃん広場のいずれかで該当した場合に 1 と設定。	A、B

いるか(ほとんどしない・何ともいえない)		
父もしくは母の体調(不調)、最近の心身の調子(よくない・やや良くない)	同上	A、B
養育者の心配事やストレスに関する項目 8 種(いずれかであり)	同上	A、B
妊娠中の母の喫煙もしくは飲酒(あり)、育児中の母の喫煙(あり)	同上	A、B
身長・体重・カウプ指数(3パーセンタイル以下)	同上	A
栄養状態(要指導)	同上	A
かかりつけ医がある(いいえ・何ともいえない)	同上	A
総合判定(要観察・要精密・要医療・既医療)	同上	A、B

府中町再分析モデル(就学後)において、分析に使用した対象データについては、図表3-5の通りである。判定に用いたデータ項目の採用理由は図表3-6の通りである。

図表3-5 判定に用いたデータ【府中町2023年度 就学後モデル】

全対象者数(人)	虐待相談台帳に該当(人)	割合
7,305	465	6.17%

図表3-6 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由【府中町2023年度 就学後モデル】

判定に用いたデータ項目	判定に用いるために実施した処理	判定に用いた理由
生活保護歴あり	生活保護を受給中もしくは受給歴ありの場合に1と設定。	A、B
就学援助歴あり	就学援助を受給中もしくは受給歴ありの場合に1と設定。	A、B
生活保護歴あり	生活保護を受給中もしくは受給歴ありの場合に1と設定。	A、B
障害者情報歴あり	身障手帳・療育手帳・精神手帳・自立支援医療のいずれかを交付中・交付歴ありの場合に1と設定。	A、B
遅刻多数	分析対象期間のどこかの30日間で遅	A、B

	刻が 10 日以上ある場合に 1 と設定。	
ひとり親医療費助成歴あり	ひとり親家庭等医療費助成を受給中もしくは受給歴ありの場合に 1 と設定。	A、B
偏差値が 40 未満	全教科の評価の平均点から算出した偏差値が 40 未満だった場合に 1 と設定。	A、C
継続欠席	分析対象期間のどこかで 7 日以上連続欠席がある場合に 1 と設定。	A、B
聴力異常あり	学校健診の聴力検査にて該当した場合に 1 と設定。	A
要処置歯多数	学校健診の歯科検査にて、乳歯永久歯問わず、C（むし歯）の合計本数が 5 本以上の場合に 1 と設定。	A、B
歯科異常あり	学校健診の歯科検査にて異常があった場合に 1 と設定。	A
発育不良あり	学校健診にて身長・体重が 3 パーセントイル以下だった場合に 1 と設定	A
視力（C、D）	学校健診の視力検査にて視力が C、D であった場合に 1 と設定	A
保健室利用多数	分析対象期間のどこかの 30 日間で保健室利用が 7 回以上ある場合に 1 と設定。	A
内科異常あり)	学校健診の内科の検査で異常があった場合に 1 と設定。	A

3.3 統合 AI モデル

統合 AI モデルについては、4 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、就学後の 4 つのモデルをつくったため、それぞれ分けて記載をする。

統合 AI モデル（4 か月児健診）において、分析に使用した対象データについては、図表 3 - 7 の通りである。

図表 3 - 7 判定に用いたデータ【統合 AI モデル（4 か月児健診）】

全対象者数（人）	虐待相談台帳に該当（人）	割合
4,193	102	2.43%

図表 3 - 8 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由【統合 AI モデル（4 か月児健診）】

判定に用いたデータ項目	判定に用いるために実施した処理	判定に用いた理由
育てにくさを感じる（はい）・育てにくさの解決方法を知っている（いいえ）	4 か月児健診にて該当していたら 1 と設定	先行研究より、類似の要因がリスク要因として示されているため。
父親は育児をするか（ほとんどしない・何とも言えない）	同上	同上
暮らしの経済状況（大変苦しい・やや苦しい）	同上	同上
低身長・低体重	同上	同上
母親の喫煙あり	同上	同上
父親の喫煙あり	同上	同上
子どもとゆったりと過ごせる時間がある（いいえ）	同上	同上
産後の指導・ケアは十分だったか（いいえ）	同上	同上
育児知識なし揺さぶられ症候群を知っている（いいえ）、 小児緊急電話相談を知っている（いいえ）、 マタニティマークを知っている（いいえ）	同上	同上
生活保護・ひとり親医療費助成あり	4 か月児健診時点で該当していたら 1 と設定	同上

統合 AI モデル（1 歳 6 か月児健診）において、分析に使用した対象データについては、図表 3 - 9 の通りである。また、判定に用いたデータ項目の採用理由は図表 3 - 1 0 の通りである。

図表 3 - 9 判定に用いたデータ【統合 AI モデル（1 歳 6 か月児健診）】

全対象者数（人）	虐待相談台帳に該当（人）	割合
5,390	117	2.17%

図表 3 - 1 0 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由
【統合 AI モデル（1 歳 6 か月児健診）】

判定に用いたデータ項目	判定に用いるために実施した処理	判定に用いた理由
家庭内での出来事あり	1 歳 6 か月児健診にて以下のいずれかに該当していたら 1 と設定 <ul style="list-style-type: none"> ・しつけのし過ぎ ・感情的に叩いた ・家に残して外出 ・長時間食事を与えなかった ・感情的な言葉で怒鳴った ・子どもの口をふさいだ ・子どもを激しく揺さぶった 	先行研究より、類似の要因がリスク要因として示されているため。
父親は育児をするか（ほとんどしない・何とも言えない）	1 歳 6 か月児健診にて該当していたら 1 と設定	同上
子どもとゆったりと過ごせる時間がある（いいえ）	同上	同上
母親の喫煙あり	同上	同上
父親の喫煙あり	同上	同上
暮らしの経済状況（大変苦しい・やや苦しい）	同上	同上
毎日仕上げ磨きをしているか（子どもだけで磨いている、子どもも親も磨いていない）、歯の清掃不良	同上	同上
総合判定（要観察・要精密・要医療・既医療）	同上	同上

育てにくさを感じる（はい）・育てにくさの解決方法を知っている（いいえ）	同上	同上
生活保護・ひとり親医療費助成あり	1歳6か月児健診にて該当していたら1と設定	同上

統合 AI モデル（3歳児健診）において、分析に使用した対象データについては、図表3-1-1の通りである。また、判定に用いたデータ項目の採用理由は図表3-1-2の通りである。

図表3-1-1 判定に用いたデータ【統合 AI モデル（1歳6か月児健診）】

全対象者数（人）	虐待相談台帳に該当（人）	割合
4,813	103	2.14%

図表3-1-2 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由【統合 AI モデル（3歳児健診）】

判定に用いたデータ項目	判定に用いるために実施した処理	判定に用いた理由
子どもとゆったりと過ごす時間がある（いいえ）	3歳児健診にて該当していたら1と設定	先行研究より、類似の要因がリスク要因として示されているため。
父親は育児をするか（ほとんどしない・何とも言えない）	同上	同上
母親の喫煙あり	同上	同上
毎日仕上げ磨きをしているか（子どもだけで磨いている、子どもも親も磨いていない）、歯の清掃不良	同上	同上
総合判定（要観察・要精密・要医療・既医療）	同上	同上
暮らしの経済状況（大変苦しい・やや苦しい）	同上	同上
育てにくさを感じる（はい）・育てにくさの解決方法を知っている（いいえ）	同上	同上

生活保護・ひとり親医療費助成あり	3歳児月健診で該当した場合に1と設定。	同上
保育所所属あり	3歳児月健診で該当した場合に1と設定。	同上

統合 AI モデル（就学後）において、分析に使用した対象データについては、図表 3 - 1 3 の通りである。また、判定に用いたデータ項目の採用理由は図表 3 - 1 4 の通りである。

図表 3 - 1 3 判定に用いたデータ【統合 AI モデル（就学後）】

全対象者数（人）	虐待相談台帳に該当（人）	割合
11, 156	651	5. 84%

図表 3 - 1 4 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由【統合 AI モデル（就学後）】

判定に用いたデータ項目	判定に用いるために実施した処理	判定に用いた理由
生活保護・ひとり親医療・児童扶養手当いずれかあり	生活保護、ひとり親医療、児童扶養手当のいずれかを受給中・受給歴ありの場合に1と設定。	先行研究より、類似の要因がリスク要因として示されているため。
就学援助あり	受給中・受給歴がある場合に1と設定	同上
精神手帳・療育手帳・身障手帳・障害者通所支援いずれかあり	精神手帳の等級（1級、2級、3級）、療育手帳の程度（A、B、㉠、㉡）、身障手帳の総合等級（1～6級）、障害児通所支援のいずれかがある場合に1と設定。	同上
遅刻多数	分析対象期間のどこかの30日間で遅刻が10日以上ある場合に1と設定。	同上
偏差値40未満	全教科の評価の平均点から算出した偏差値が40未満だった場合に1と設定。	同上
継続欠席	分析対象期間のどこかで7日以上連続欠席がある場合に1と設定。	同上
保健室利用多数	分析対象期間のどこかの30日間で保健室利用が7回以上ある場合に1と設定。	同上
【乳幼児健診】虫歯あり	1歳6か月児健診にて虫歯1本以上、3歳児健診にて虫歯3本以上のいずれかにて該当していたら1と設定	同上

【乳幼児健診】低体重・低身長	4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診のいずれかにて該当していたら1と設定	同上
【校務支援】発育不良あり	身長・体重のどちらかが3パーセントイル以下の場合に1と設定	同上
【校務支援】聴力異常あり	聴力検査にて異常があった場合に1と設定	同上
【乳幼児健診】総合判定（要観察・要精密・要医療・既医療）	4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診のいずれかにて該当していたら1と設定	同上
【乳幼児健診】発達の遅れあり（発達の遅れの疑い、精神発達の状況）	4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診のいずれかにて該当していたら1と設定	同上
【校務支援】視力検査でCまたはD（裸眼または矯正）	視力検査にて視力がC、Dだった場合に1と設定	同上

第4章 個人情報の適正な取扱いに係る整理

4.1 個人情報の取扱いに係る法的整理

4.1.1 法的整理にあたっての検討事項

個人情報の取り扱いについては、デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえ、以下の9項目について検討を行った。

1. 個人情報の取扱いに応じた整理
2. データガバナンス体制に基づく個人情報等の取扱いの整理
3. 利用目的の明示
4. 個人情報ファイル簿の作成
5. 漏えい・滅失・き損した際の対応、苦情処理
6. 開示、訂正、利用停止請求
7. 安全管理措置
8. 自己点検及び監査
9. 個人情報の取扱いの委託

具体的には、改正個人情報保護法施行に伴う個人情報の取扱いに関わる法的根拠の整理、及び本事業での個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めた「実施要綱」「システム利用管理規定」「個人情報保護法の適用に伴う対応」の策定等を行った。実施結果については、4.1.3項に詳述する。

4.1.2 法的整理の進め方・体制

昨年度までは、実施機関である府中町において、各課が保有する個人情報それぞれの事務目的のために収集した情報であるという前提に立ち、本実証事業における個人情報の取扱いを目的外利用として判断し、要配慮個人情報については個人情報保護審査会に諮問し、目的外利用に必要な「相当な理由」について整理を行った。その結果、本実証事業において、町が保有するデータを共有することは、府中町個人情報保護条例第8条1項第6号に規定される「相当な理由」があると認められた。

(相当の理由)

社会的背景、児童福祉法改正の趣旨及び国の要請（実情の把握、児童虐待の予防など）通り、本実証事業を進めることの必要性が高いこと

問題への対応は、本実証事業の通り、情報の共有を進めることによってしか解決できないこと
情報共有するリスクの基準が具体的であり、支援の必要性が高いことも及びその家庭に限定していること

その後、こどもデータ連携事業について、個人情報の目的外利用も含めたデータ利活用方針について庁内の合意を図るため、下記3つの書面によって規定する方針となった。

令和5年度策定した規程類は、下記を目的として制定した。

- ・ データを取り扱う主体の整理や役割分担など「データガバナンス体制」を明確にするため
- ・ 公表可能な内部規定として実施要綱を制定し、総括管理主体、保有管理主体、分析主体、活用主体が本事業の目的や役割を理解し、事業を推進するため。

作成にあたり、デジタル庁実証事業ガイドライン3月改正版を踏まえ、「実施要綱」「システム利用管理規定」「個人情報保護法の適用に伴う対応」と目的ごとに柱立てして整理することとし、子育て支援課を中心に法制部門やデータ保有主体などの関係部署と個別に協議した。作成にあたっては、昨年度デジタル庁実証事業において実施した個人情報保護に関する専門家へのヒアリング結果などを踏まえて検討した。

なお、本事業は先進事例であるため、地方公共団体に同様の手本となるような要綱などがなく、実証事業ガイドラインを参考文献とした。

図表4-1 法的整備の全体像

名称	概要
府中町子どもの予防的支援構築事業の実施要綱	こどもデータ連携事業の概要
府中町こどもデータ統合システム利用管理規定	こどもデータ統合システムにおける利用管理規程
府中町子どもの予防的支援構築事業	個人情報の取扱いに関する規定

業に係る個人情報保護法適用に伴う対応について	
------------------------	--

4.1.3 法的整理の結果

4.1.1 にあげた検討事項の検討結果は、下記の通り。

1. 個人情報の取扱いに応じた整理

・地方公共団体が、本人から直接書面（電磁的媒体を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。（個人情報保護法第 62 条）

・地方公共団体が新たに取得する個人情報については、個人情報保護法第 61 条第 1 項の規定に基づき、利用目的をできる限り特定する必要がある、原則として当該利用目的の範囲内で内部利用及び外部提供することが求められる。

・既に取得している個人情報を、当該個人情報の利用目的と異なる利用目的で内部利用及び外部提供を行う場合には、それが恒常的な利用が想定される場合には利用目的の変更（個人情報保護法第 61 条第 3 項）について、臨時的な利用であれば利用目的以外の目的による利用及び提供（個人情報保護法第 69 条第 2 項）についての検討が必要になる。本事業においては、収集目的と異なる利用目的で利用することは想定されていないため、利用目的の変更ではなく、臨時的な利用として利用目的以外の目的による利用及び提供による整理が必要である。

相当な理由は、下記の通り。

図表 4-2 目的外利用を行う「相当な理由」

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・こどもの養育状況が見えにくくなっていること、孤独・孤立の問題が深刻化していることなどの社会的背景があること。・児童虐待の発生を予防するという児童福祉法改正の趣旨、児童福祉法の求める「実情の把握」の具体化、こどもの貧困の早期発見、不登校児童生徒の支援に必要な福祉との連携、孤独・孤立対策に必要な予防の観点や分野横断的な対応など、国からのこどもに関する様々な要請に対し自治体として具体的な取組を進める必要があること。・児童虐待を予防するためには、関係部署が兆しを把握し、関係部署で情報を共有し、複合的な視点でリスクアセスメントを行う必要がある、そのためには各部署が保有するデータを連携・統合することが有効と考えられること。・統合されたデータからリスクのあるこどもや家庭を早期に把握するためには、職員が人の手で探すより、予め定めたルールやモデルにより機械的にスクリーニングを行うことが効率的であること。・個人情報漏洩リスクやプライバシーの侵害リスクなども想定されるが、必要な対応を十分に行えばリスクを低減可能であり、児童虐待、貧困、不登校、孤独・孤立といったこどもに関する様々な問題を未然に防ぐことは社会的損失を防ぐことに繋がり、公益性が高いこと。 |
|--|

2. データガバナンス体制に基づく個人情報等の取扱いの整理

- ・総括管理主体は府中町子育て支援課、総括管理者は、子育て支援課長とする。
- ・本事業において専任の個人情報保護管理者はいない。

- ・事業の方向性等については、必要に応じて外部有識者に照会する想定。

3. 利用目的の明示

- ・国の通知やガイドライン等に従って整理する。
- ・「情報を目的外利用する理由」に関する文書を作成する。

4. 個人情報ファイル簿の作成

作成して HP 上で公表済み。

5. 漏えい・滅失・き損した際の対応、苦情処理

府中町情報セキュリティポリシーに従い対応する。

6. 開示、訂正、利用停止請求

個人情報保護法に則り対応するが、対応方法は検討中。

7. 安全管理措置

下表に記載のとおり、安全管理措置を実施した。

図表 4 - 3 安全管理措置の実施

組織的安全管理措置	<p>保有・管理主体及び活用主体の担当課長は個人情報を取り扱う担当職員を指定する。また、担当職員の範囲と権限の内容は必要最小限の範囲に限り、原則として当該担当職員以外はこどもデータ統合システムにアクセスしてはならない運用としている。</p> <p>また、府中町情報セキュリティポリシーに従い、各課には情報セキュリティ管理者を配置し、インシデント発生時には最高情報セキュリティ責任者(CISO)に報告する運用とするなど、組織的にインシデント対応の体制が構築されている。</p>
人的安全管理措置	<p>こどもデータ統合システムの意義を十分に踏まえ、住民へ直結するデータを取り扱うことを担当職員が常に意識し続けられるように、運用方法を含むシステムの取扱い方法を講じている。</p>
物理的安全管理措置	<p>個人情報を取り扱う端末は原則として外部に持ち出さないこととし、活用主体のシステム利用については、アクセスコントロールの上、支援に必要な児童情報のみの閲覧とし、予防的支援会議は庁舎内で行うことにより閉鎖的な環境での利用を原則とする。端末は固定又は施錠できる保管庫を利用するなど、盗難防止策を講じる。こどもデータ統合システムは児童の情報を閲覧するためのものであるため、外部記録媒体の接続は制限する。</p>

	<p>また、こどもデータ統合システムのサーバや連携のための中継サーバ等の機器の設置場所については、入室者を制限し、入退記録や監視設備による監視、外部記録媒体の持ち込み制限、検査等の措置を講じる。</p> <p>職員が個人情報を取り扱うに当たっては、台帳を整備し、情報の利用や保管の取扱いについて記録管理する。内容に誤りが無いよう複数の職員による確認を行う。</p> <p>さらに、外部からの不正アクセスを防止するためにファイアウォール設定等による経路制御等の必要な措置を講じる。</p>
<p>技術的安全管理措置</p>	<p>所属・職位に応じてデータの閲覧範囲を定めた権限を設けており、ユーザ ID 単位で権限の設定が可能となっている。また、OS は複数要素の認証機能が実装されている。アクセスログの管理についても、操作ログ、閲覧ログともに取得、管理可能である。</p> <p>さらに、以下の観点で技術的な安全措置をとっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不審なアクセス、ログインを検知することで改ざん防止の対策がなされている。 ・一覧情報の出力機能について、出力可能なユーザを権限で制限することが可能となっている。 ・不正アクセスの防止がされている。 ・仮に不正アクセスされた場合の監視がなされている。 ・不正アクセスを検知してからの通知方法、対応者が定まっている。

8. 自己点検及び監査

システム監査については、「府中町情報セキュリティポリシー」に則り行われるが、それ以外にも、本事業は各部署での個人情報の収集時から、関係者によるシステム閲覧による情報の取得や他機関への情報の共有、また最後の支援に至るまでに多くの段階があり、適切な運用がなされているかどうかの点検や監査の必要性も認識しているところであり、今後の検討課題である。

9. 個人情報の取扱いの委託

日本コンピューターにデータ分析を委託した。日本コンピューターはあらかじめ取り決めたルールに則り、仮名化を実施した。ルールについては、自治体による承諾を得たものを活用した。

具体的には、データ分析の際に個人情報を含むデータを分析主体に受け渡す必要があったため、データ受け渡し前に以下の方針でマスキングを日本コンピューターが行った。

- ・文字列項目のうち、50文字以上を管理する項目をすべて<空白>とした。
- ・住民記録上の氏名、住所はすべて伏字（" *"）とした。
- ・住民記録上の宛名番号に該当する項目はすべて暗号化を行った（ランダムで一意的な値に変換

するため不可逆変換であった)。

・加工後は報告書を以て府中町への説明・報告を実施し、府中町の承認をもらった。

また、データ分析のための処理として、連携元システムにて日付や数値の項目を文字列型で保持していた場合、連携する際に日付型や数値型へ変換したり、不要な空白（見た目上、何も値が無いように見えても空白が入っている場合がある）の削除をしたりした。この作業に当たっては、システム上で処理を行った。なお、データの加工について対象のシステム・件数をログに出力する等を行っていないため、当該作業が発生したシステム名や件数は不明である。

加工後の情報の授受については、庁舎内で該当サーバに USB メモリを差し込んでデータを格納し、日本コンピューターが庁内に設置した VPN 接続の端末にそのデータを、USB を用いて移した。USB 保管時は暗号化がされている。その後、当該端末から日本コンピューターのプライベートクラウドにファイルを格納し、USB 内のファイルを削除した。また、受領したデータは日本コンピューターの規定により、「借用品」として管理を行った。

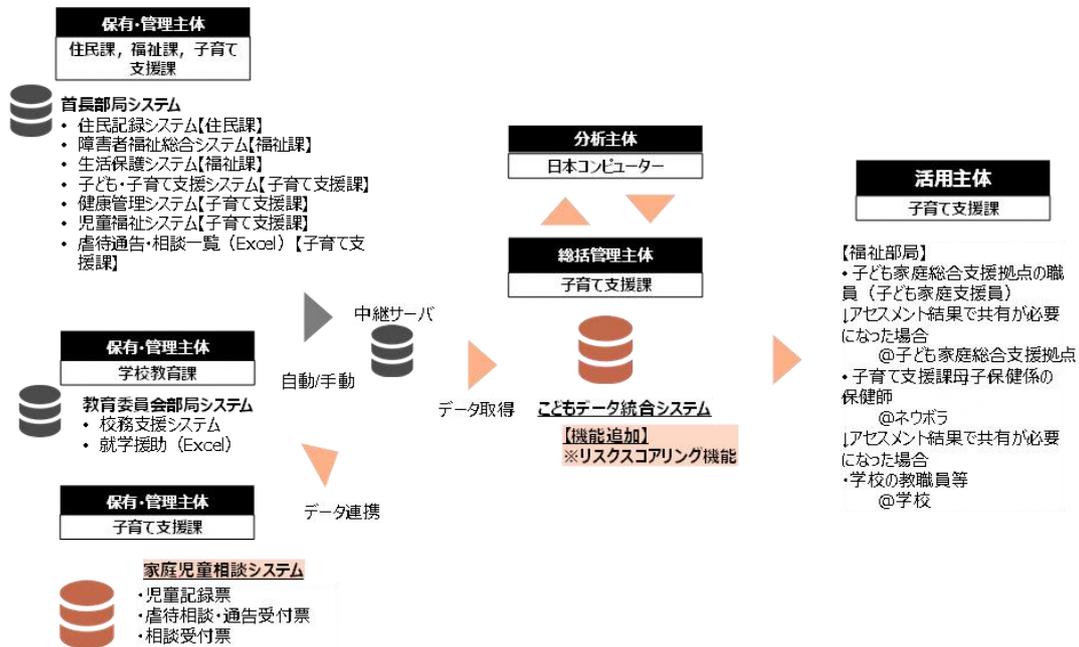
なお、こどもデータ統合システムに格納した際は、マスキングは行っていない。

4.2 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点

4.2.1 実証事業における個人データ管理体制

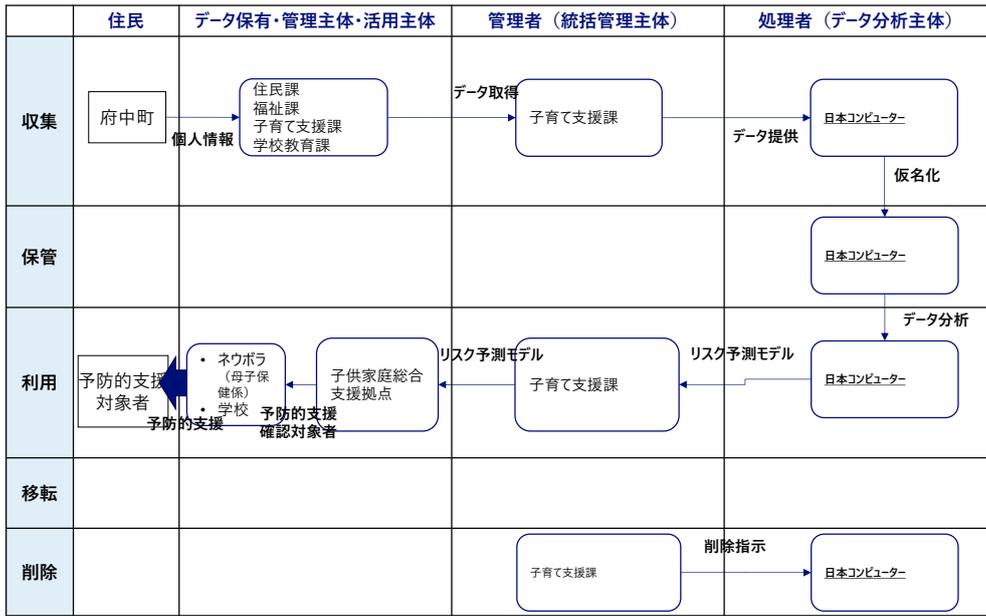
下記図表 4-3 の通り、統括管理主体である子育て支援課が、本事業に必要な最小限度の情報を集約し管理する等、取組全体の総括的な役割を担う担当課として実証を実施した。日本コンピューターにデータ分析処理に係る一部業務を委託しており、分析事業においては、日本コンピューターが個人情報保護管理対策を実施した。なお、仮名化においては、統括管理主体の承諾を得た上で実施している。

図表 4-4 データガバナンス体制



また、個人情報データ処理のフローは下記のとおり。

図表 4-5 個人情報データ処理のフロー



4.2.2 実証事業で利用する個人データと管理状況

今回の事業に関連する安全管理措置は、「府中町情報セキュリティポリシー」に基づいた措置が取られている。

まず、組織的側面、人的側面について、最高情報セキュリティ責任者(CISO)・体制が構築されており、組織的にインシデント対応の体制が構築されている。各課、室及びセンター、消防本部の課、教育委員会事務局の課、図書館、公民館及び学校施設、議会事務局長、行政委員会総合事務局には、情報セキュリティ管理者を配置し、インシデント発生時には最高情報セキュリティ責任者(CISO)に報告する運用としている。また、人的側面については、既存の職員に対して、最高情報セキュリティ責任者(CISO)のもと、定期的に研修計画の策定・実施をしている。また、新規採用の職員への情報セキュリティ研修の受講を義務化している。

次に物理的側面について、情報システム管理者にて、中継サーバ等の機器の設置場所への入退室を許可された者のみに制限し、いる。また、災害等に備えた措置については、同自治体の情報セキュリティの脅威の一つとして「災害によるサービスおよび業務停止」を定義しており、業務継続計画の策定や、対策(情報システムのバックアップで取得したデータを記録する電磁的記録媒体を長期保管する場合は、自然災害を被る可能性が低い地域に保管する等)を取っている。なお、外部記録媒体については、原則として USB メモリ等の電磁的記録媒体による端末からの情報持ち出しができないように設定、電子メールの利用を制限(例：自動転送機能を用いて、電子メールを転送しない等)する等、情報の漏洩や誤送信に対する対策を講じている。

技術的な観点については、所属・職位に応じてデータの閲覧範囲を定めた権限を設けており、ユーザ ID 単位で権限の設定が可能となっている(詳細については前節を参照)。また、OS は機能が実装されている。アクセスログの管理についても、操作ログ、閲覧ログともに取得、管理可能である。

さらに、以下の観点で技術的な安全措置をとっている。

- ①不審なアクセス、ログインを検知することで改ざん防止の対策がなされている。
- ②一覧情報の出力機能について、出力可能なユーザを権限で制限することが可能となっている。
- ③不正アクセスの防止がされている。
- ④仮に不正アクセスされた場合の監視がなされている。
- ⑤不正アクセスを検知してからの通知方法、対応者が定まっている。

■監視概要

各種サーバを監視する検知の仕組みを導入する

■ルータセキュリティ

①ルートセキュリティ

指定したセグメント以外へのパケット到達を抑止する。

②FireWall セキュリティ

- ・システム及び運用で必要なパケット以外は全てブロックする。

③ブロックログの保持

不正アクセスのトレースを可能にする。

■サーバセキュリティ

①通信セキュリティ

必要なパケット以外は全てブロックする。

想定されない通信を検知・遮断する。

②認証セキュリティ

認証ログを解析し、認証失敗やありえないログインを検知する。

■システムセキュリティ

(1)ログイン監視

不正アクセスを検知する。

(2)アクセス監視

- ・規定以外のシステムアクセスを検知する。

4.3 プライバシーの保護への対応に関する主な取組み

昨年度のデジタル庁実証事業において、事業の各段階における個人情報・プライバシーの課題と対応策について整理し、順次実施しているところである。

図表 4-6 個人情報・プライバシーの課題とその対応案

段階	個人情報・プライバシーの課題	対応
収集	<ul style="list-style-type: none"> 本人が予想しない個人情報の収集 要配慮個人情報など機微性の高い情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法に沿った利用目的の設定・明示（申請書など） 機械学習による分析結果の妥当性の検証による不要なデータ項目の収集停止 住民への事前の事業周知（HP、広報誌など）
連結	<ul style="list-style-type: none"> 本来連結されるはずのない情報が連結されることによる本人像の把握（監視の懸念） 	<ul style="list-style-type: none"> アクセス権の設定と情報閲覧対象者の限定
分析	<ul style="list-style-type: none"> 機械学習分析結果による行政からの個人へのレッテル張り（プロファイリング） 誤った判断による名誉の侵害 	<ul style="list-style-type: none"> 1次評価としての分析結果の活用と、人による最終的な判断の実施 個人情報保護法に基づく自己情報開示請求による分析結果の提示 機械学習分析結果の妥当性の検証と改善
共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報の漏洩 	<ul style="list-style-type: none"> アクセス権の設定と情報閲覧対象者の限定 情報共有対象の厳格化
支援	<ul style="list-style-type: none"> 希望しないサービスの押し付け 	<ul style="list-style-type: none"> 本人同意による支援 本人が予期しない形での接触禁止

第5章 システムの構築

5.1 システムの概要

システムの概要は下表のとおりである。

本システムは令和4年度に構築済みであり、令和5年度は新たなシステム実装は行っていない。

図表5 - 1 システムの概要

システム名	こどもデータ統合システム
機能概要	首長部局システムや教育委員会部局システムとともに、新たに家庭児童相談システムのデータを連携し、そのうえで、データ連携システムであるこどもデータ統合システム上に、リスク判定機能を実装
システム企画の設計にあたり留意・工夫した事項、システムの特徴等	※令和4年度構築済み

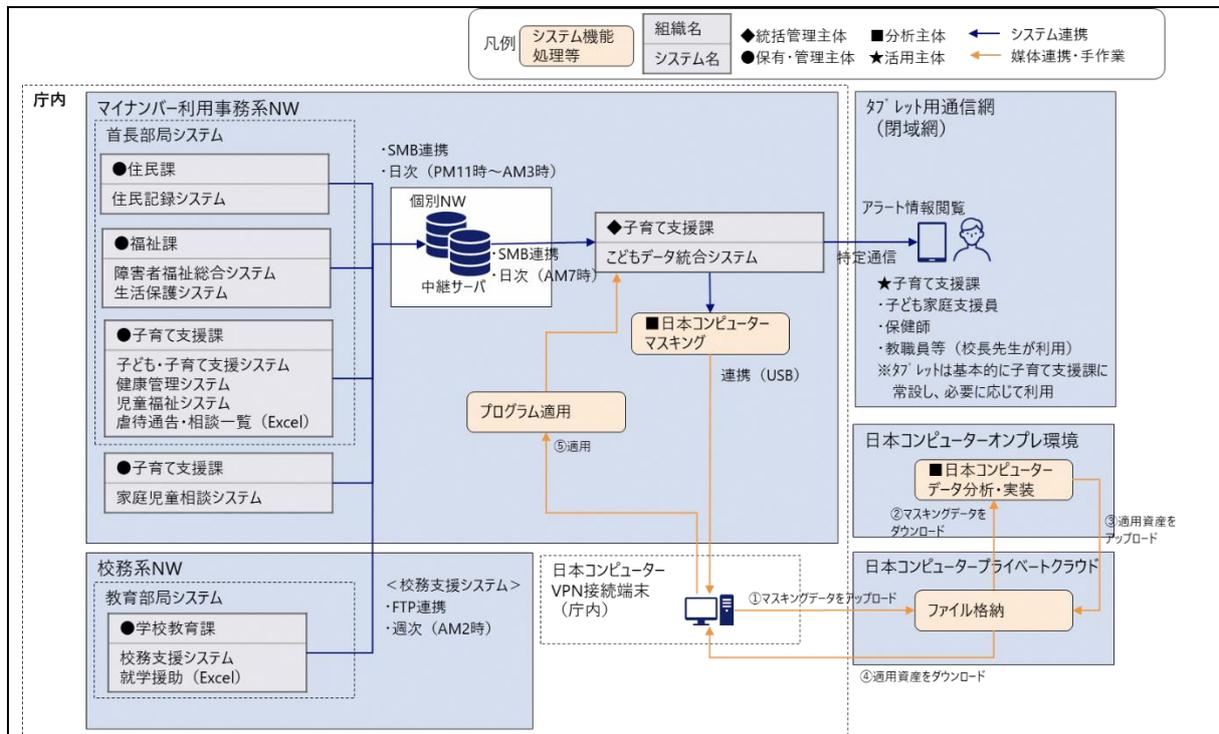
5.2 データ連携方式(システム構成)

今回構築したこどもデータ統合システムは、個人番号利用事務系ネットワークに置かれており、各部局にまたがる住民記録システム等の首長部局システムや教育委員会部局システムからの各種データが、中継サーバを介してこどもデータ統合システムに連携される。データ連携はファイル連携方式で行われる。

今回、個人番号利用事務系の LAN から首長部局システムにある重要性の高い各種データ、教育委員会部局側は別のネットワークから校務支援のデータを一方通行で中継サーバに送る形となる。これは、分析主体や活用主体が直接データを保有・管理主体側に取りにいかないよう、分離するための措置である。例えば、活用主体側のタブレット端末は閉域網でつながっているが、保有・管理主体側のデータに直接アクセスしに行くことはない。

活用主体側では、タブレット専用の通信網を設けたが、このタブレットは要対協のケース会議や母子保健との協議等での活用を検討している。専用の通信網を設けた理由は、府中町の庁舎内ではない学校や庁舎内で行う要対協のケース会議等の環境においても、必要な情報を共有するうえで、十分なセキュリティを確保するためである。タブレットを活用することにより、紙媒体による情報紛失リスクが低減されることも見込まれる。

図表 5 - 2 本年度の実証に係るシステム構成



5.3 データ連携にあたり、システムへの実装が必要な機能

「こどもデータ統合システム」の機能要件及び非機能要件は下表のとおりである。
本システムは令和4年度に構築済みであり、令和5年度は機能追加は行っていない。

図表5-3 システム機能要件

No	機能分類		要件概要
	大分類	小分類	
1	ホーム画面	リスクスコアリング表示	リスク予測モデルからスコアリングされた結果を対象者に表示する機能
2		アラート表示	健診未受診など要注意ケースの該当者について、アラート表示をする機能
3		リスク要因	リスク予測モデルとは別に、別途、リスク要因として基準を定め、該当するリスク要因を表示する機能
4	検索画面	対象者検索	氏名や生年月日などから該当者を検索する機能
5		事例検索	キーワードから該当する事例を検索する機能
6	予定画面	予定表示	対象者への接触予定を管理・表示する機能
7	個人画面	詳細表示	個人に紐付く母子保健等の各種データ情報、リスクスコア、リスク要因等を表示する機能

図表 5 - 4 システム非機能要件

No	機能分類	要件概要	
	大分類	小分類	
1	運用	運用監視	ハードウェアやソフトウェアの各種ログを用いて死活監視を行う
2	保守	バックアップ	システム全体のバックアップを日次で自動的に取得する
3		アクセスログ	アクセスログの管理について、操作ログ、閲覧ログともに取得、管理する

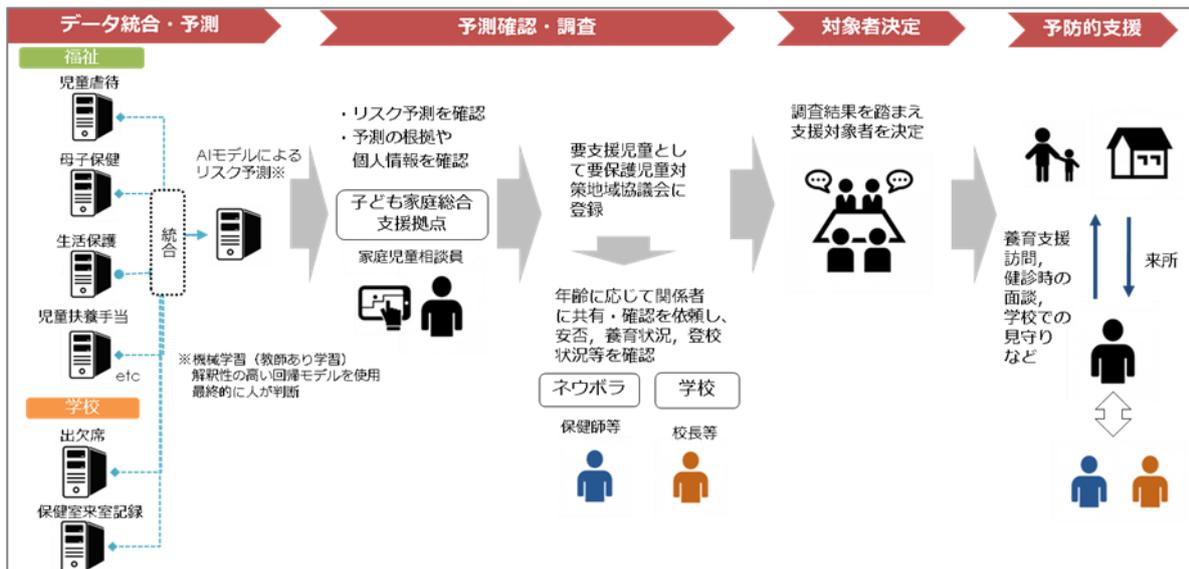
5.4 システムによる判定機能の構築

こどもデータ統合システムにおけるリスク判定機能は、福祉や教育などのこどもの育ちに関係する様々な情報を用いて、虐待リスクのあるこどもの要因を分析し、虐待リスク予測を行っている。本分析の予測モデルから算出される予測確率を「リスクスコア」として「こどもデータ統合システム」では「%」表示しており、このリスクスコアを用いて、判定基準を作成していった。

活用方法としては、子ども家庭総合支援拠点の職員が、潜在的に支援が必要な子供を見つけるために、リスクスコアに閾値を設定した上で確認対象者を決定し、学校や母子保健担当部署と調整の上、支援対象者を決定するようにしている。

なお、リスクスコアをそのまま判定に使わずあくまでも参考指標とする運用としており、また、システムを使う職員に対してはこどもや家庭に対するレッテル貼りをしないとといった観点での意識醸成が重要であり、そのための意識醸成を継続していく。

図表 5-5 システム利用イメージ図



5.5 情報へのアクセスコントロールの整理

情報へのアクセス権を設定するにあたり、以下の役割を定義した。

図表 5 - 6 役割定義

No.	役割名	説明
1	こども家庭係-一般	子育て支援課こども家庭係の一般職向け役割
2	こども家庭係-管理	子育て支援課こども家庭係の管理職向け役割
3	母子保健係-一般	子育て支援課母子保健係の一般職向け役割
4	母子保健係-管理	子育て支援課母子保健係の管理職向け役割
5	保育係-一般	子育て支援課保育係の一般職向け役割
6	保育係-管理	子育て支援課保育係の管理職向け役割
7	学校教育課-一般	学校教育課の一般職向け役割
8	学校教育課-管理	学校教育課の管理職向け役割

上記で定義した各々の役割に基づいて、権限を設定している。詳細は下表の通り。

図表5-7 役割毎の権限設定

			こども家庭係- 一般	こども家庭係- 管理	母子保健係-一 般	母子保健係-管 理	保育係-一般	保育係-管理	学校教育課-一 般	学校教育課-管 理
制御	権限管理	読込		○		○		○		○
		書込		○		○		○		○
		削除		○		○		○		○
	所属管理	読込		○		○		○		○
		書込		○		○		○		○
		削除		○		○		○		○
	地区管理	読込		○		○		○		○
		書込		○		○		○		○
		削除		○		○		○		○
	地区グルー プ管理	読込		○		○		○		○
		書込		○		○		○		○
		削除		○		○		○		○
	操作者管理	読込		○		○		○		○
		書込		○		○		○		○
		削除		○		○		○		○
	地区住所 管理	読込		○		○		○		○
		書込		○		○		○		○
	地区担当	読込		○		○		○		○
		書込		○		○		○		○

運用	操作ログ	読込	<input type="radio"/>							
	名寄せ管理	書込								
	閲覧ログ	読込	<input type="radio"/>							
	名寄せ ID 変換	書込								
虐待 予防	対象者情報	読込	<input type="radio"/>							
		居住地の編集	<input type="radio"/>							
		カスタム世帯情報の編集	<input type="radio"/>							
	接触情報	書込(自身)	<input type="radio"/>							
		書込(全て)	<input type="radio"/>							
		削除(自身)	<input type="radio"/>							
		削除(全て)	<input type="radio"/>							
	コメント	書込(自身)	<input type="radio"/>							
		書込(全て)	<input type="radio"/>							
		削除(自身)	<input type="radio"/>							
		削除(全て)	<input type="radio"/>							
	関係機関	書込	<input type="radio"/>							
		削除	<input type="radio"/>							
	関連資料	書込	<input type="radio"/>							
削除		<input type="radio"/>								

	タグ管理	読込	○	○	○	○	○	○	○	○	
		書込	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		削除	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象者タグ	書込	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		削除	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ロック	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ジェノグラム・エコマップ	書込	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		削除	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	リスク要因管理	読込	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		書込	○	○	○	○	○	○	○	○	○
予測モデル管理	読込	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

関係する各職員等の必要情報へのアクセスについては、以下の通り整理される。

子ども家庭総合支援拠点 担当職員2名

全児童情報閲覧可能。児童虐待にかかるリスク予測に基づき、予防的支援対象者を決定し、要保護児童に登録する。要保護児童対策地域協議会の会議とは別の支援会議を設け、情報共有や支援方針を確認する。

子ども家庭総合支援拠点 子ども家庭支援員（上記担当職員を除く）4名

支援会議にて予防的支援対象者を確認する。要対協登録児童にはアラート通知が日次であるため、現行の支援対象児童であるか確認する。通告や相談があった場合は、システム検索条件「要対協」（児童データの絞り）を解除し、全件から該当児童の情報を確認する。

母子保健係 地区担当保健師10名

要対協登録児童にはアラート通知が日次であるため、地区担当の支援対象であるか確認する。支援会議にて予防的支援対象者を確認する。

今後の検討課題：要対協登録児童以外の閲覧対象範囲、地区担当ごとのアクセス権限の設定

学校・教職員等

支援会議にて、要対協登録となった「こどもデータ統合システム」の予防的支援対象者を確認する。教職員等は、勤務する学校の児童生徒及びその兄弟（町内小中学校）のみ閲覧可能。

また、学校教育課向けの権限設定として学校区による閲覧範囲の設定を追加している。

第6章 データの準備

6.1 アナログ情報のデジタル化

府中町においては該当がない。

6.2 データの加工

本システム利用にあたって、連携元システムのデータに対する加工作業が発生した。具体的には、連携元システムにて日付や数値の項目を文字列型で保持していた場合、連携する際に日付型や数値型へ変換したり、不要な空白（見た目上、何も値が無いように見えても空白が入っている場合がある）の削除をしたりした。この作業に当たっては、システム上で処理を行った。なお、データの加工について対象のシステム・件数をログに出力する等を行っていないため、当該作業が発生したシステム名や件数は不明である。

また、データ分析の際に個人情報を含むデータを分析主体に受け渡す必要があったため、データ受け渡し前に以下の方針でマスキングを日本コンピューターが行った。

- ・文字列項目のうち、50文字以上を管理する項目をすべて<空白>とした。
- ・住民記録上の氏名、住所はすべて伏字（" *"）とした。
- ・住民記録上の宛名番号に該当する項目はすべて暗号化を行った（ランダムで一意的な値に変換するため不可逆変換であった）。
- ・加工後は報告書を以て府中町への説明・報告を実施し、府中町の承認をもらった。

加工後の情報の授受については、庁舎内で該当サーバに USB メモリを差し込んでデータを格納し、日本コンピューターが庁内に設置した VPN 接続の端末にそのデータを、USB を用いて移した。その後、当該端末から日本コンピューターのプライベートクラウドにファイルを格納した。また、受領したデータは日本コンピューターの規定により、「借用品」として管理を行った。なお、こどもデータ統合システムに格納した際は、マスキングは行っていない。また、上記マスキング処理で②は伏字にした背景として、マスキングしたデータを利用したテスト環境を構築しており、氏名・住所を空白とした場合、システム表示上見づらいことから理由である。

なお、本実証事業では、帳票などの形で外部に情報を提供することがなく、府中町内部の職員がデータを確認するのみであったため、データ項目の外字対応は生じなかった。

6.3 名寄せ

本実証事業におけるデータ連携では、システム間の名寄せは基本的に生じず、全システム共有で使用されている一意の宛名番号をもとに個人を特定し、データ連携を行った。

校務支援システムについては学籍番号をキーとしてデータ管理しているが、住基システムから学齢簿データを取り込めるよう構築しており、児童生徒データに宛名番号が付与されているため、この宛名番号をもとに、「こどもデータ統合システム」上で一意の名寄せ ID を付与し、個人の識別を行った。

6.4 その他、データの準備に係る諸課題への対応

該当なし。

第7章 データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

7.1 システムによる判定の結果

■第1回目調査

令和5年3月6日に、「こどもデータ統合システム」リスク予測値50%以上の児童を判定した。0～6歳の未就学児（約3,500名）、小学1～6年生（約3,200名）のうち、リスク予測値50%以上に該当したのは未就学児14名、小学1～6年生44名であった。

詳細については令和4年度成果報告書を参照されたい。

■第2回目調査

令和5年10月6日に、「こどもデータ統合システム」リスク予測値50%以上の児童を判定した。なお、第2回調査で使用したリスク判定は、使用しているデータ項目等が第1回目調査とは異なっている（第3章参照）。判定の対象とした小学1～6年生（約3,200名）、中学1年生（約500名）のうち、リスク予測値50%以上に新たに該当したのは、小学1～6年生27名、中学1年生3名の計30名であった。

第1回目調査から第2回目調査の間でリスク予測値が下がった児童については、1件ずつリスク値が下がった理由を確認することとした。一時的に状況が改善しても、今後悪化する可能性があるため、継続してヒアリングを行い、現状を捉えていく必要がある。

また、就学前児童については、現在の分析モデルが就学前後で共通した説明変数を活用したモデルとなっており、校務支援情報など年齢が上がるほど該当する説明変数が増えることなどの問題から、リスク予測値が低く出る傾向にあるため、リスク予測値15%を閾値として判定を行った。判定の対象とした就学前児童（約3,500名）のうち、リスク予測値15%以上に該当したのは、28名であった。

就学前児童については就学後児童とは異なり、時期を区切って調査するのではなく、第2回調査以降は状況を随時確認することとした。

■第3回目調査

令和6年2月6日に、「こどもデータ統合システム」リスク予測値30%～50%の児童を判定した。就学前児童は随時判定を行っているため、第3回調査のシステム判定の対象は小学1年生～6年生、中学1年生のみである。

判定の対象とした小学1～6年生（約3,200名）、中学1年生（約500名）のうち、リスク予測値30%～50%に新たに該当したのは、小学1～6年生53名、中学1年生3名の計56名であった。

第3回目調査についてはリスク予測値50%以上の児童の判定も行ったが、第2回調査以降新たに6名が該当したため、30%～50%の該当児童と合わせて所属機関へのヒアリングを実施するこ

ととした。

7.2 支援に向けた人による絞り込み

7.2.1 人による絞り込みの取組内容

システム判定で抽出された児童に対して、人による絞り込みを実施した。人による絞り込みの進め方・関係機関は就学前・就学後で異なるが、就学後は所属機関にヒアリングを行って情報を収集し、それらを元に子育て支援課が最終的に「要支援児童」「見守り対象児童」「支援を必要としない児童」を判断した。

■就学前のこどもの絞り込み

当初定めていた主な流れは下記の通り。

1. 児童リスト（就学前）は子ども家庭総合支援拠点が作成し、調査を行う。
2. 児童リストについて、健診情報や問診情報をもとに「気になる項目」をチェックする。
3. ネウボラカンファレンス（1歳半及び3歳児健診後に行われる協議（月に4回））において、「こどもデータ統合システム」の情報、健診情報及び児童リストをもとに協議し、「要支援児童」「見守り対象児童」を決める。「見守り対象児童」とは、ネウボラでフォローしている「母子保健管理」（要対協よりリスクの低いフォロー対象）ではない、「これまで把握していない支援の必要な児童」とする。
4. 3歳児健診以降、要対協未登録で所属機関への情報提供がなく、地区担当保健師のみの見守りとなり、支援が途切れることが懸念される児童を見つける。

■就学後のこどもの絞り込み

当初定めていた主な流れは下記の通り。

1. 子育て支援課が本調査の詳細を示し、学校長へ調査依頼をする。
2. 児童リストをもとに、各学校にて「校内サポート状況」「気になる項目チェック」を行う。
3. 本調査ヒアリング日を各学校長と子育て支援課が日程調整の上、決める。
4. 学校長と子ども家庭総合支援拠点職員が児童リストを用いてヒアリングを行い、児童リストをもとに「要支援児童」「見守り対象児童」「支援を必要としない児童」を決定する。

図表 7 - 1 人による絞り込みの詳細プロセス



ネウボラカンファレンスでは、児童リストについて、健診情報や問診情報をもとに「気になる項目」をチェックした。ネウボラにて確認する「気になる項目」は「子育て不安」「医療・ケア要」「発達・発育」「養育環境」「未就園」の5項目である。

学校でのヒアリング調査においては、児童リストをもとに、各学校に対して「校内サポート状況」「気になる項目チェックリスト」の確認を求めた。その後子育て支援課の職員が直接学校を訪

問し、チェックリストをもとに学校長・教員へのヒアリングを行って児童の状況を把握した。「気になる項目チェックリスト」は「欠食」「集団適応力」「学力の定着」「人間関係（友だち・保護者）」・「家庭環境」の5項目である。項目については、教員側から妥当であり、評価しやすいという意見があがった。

なお、学校側に情報提供する児童リストには氏名と生年月日のみを記載し、データ連携で収集したデータ項目等は掲載していない。

図表7-2 見守り対象児童に係る調査 調査票

第 回見守り対象児童に係る調査							調査日：
							所属学校名：
No.	児童氏名	年齢	要対協	校内サポート状況	気になる項目	気になる項目内容	結果
1					<input type="checkbox"/> 欠食		<input type="checkbox"/> 要支援児童
					<input type="checkbox"/> 集団適応力		<input type="checkbox"/> 見守り対象児童
					<input type="checkbox"/> 学力の定着		<input type="checkbox"/> 支援を必要としない児童
					<input type="checkbox"/> 人間関係（友だち・保護者）		
					<input type="checkbox"/> 家庭環境		
2					<input type="checkbox"/> 欠食		<input type="checkbox"/> 要支援児童
					<input type="checkbox"/> 集団適応力		<input type="checkbox"/> 見守り対象児童
					<input type="checkbox"/> 学力の定着		<input type="checkbox"/> 支援を必要としない児童
					<input type="checkbox"/> 人間関係（友だち・保護者）		
					<input type="checkbox"/> 家庭環境		

図表7-3 人による絞り込みのために追加的に収集・利用したデータや情報

<p><就学前児童></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て不安 ・医療・ケア要 ・発達・発育 ・養育環境 ・未就園 <p><就学後児童></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内サポート状況 ・気になる項目 <ul style="list-style-type: none"> ・欠食 ・集団適応力 ・学力の定着 ・人間関係（友だち・保護者） ・家庭環境

7.2.2 人による絞り込みの結果

■第1回目調査（令和5年3月6日～令和5年3月13日）

令和5年3月にシステム判定で抽出された58名のうち、人による絞り込みを実施後、潜在的に支援が必要な児童として13名（就学後児童9名、未就学児4名）を要支援または見守り対象として設定した。また、就学後児童については、調査対象児童以外に学校側から情報共有があった児童のうち1名を調査対象以外で把握できた支援の必要な児童として設定した。

詳細については令和4年度実証事業成果報告書 p.53 を参照されたい。

図表7-4 第1回目調査結果（就学前・リスク予測値50%以上）

調査対象者	調査対象以外				
	要対協登録済	母子保健管理	要支援児童	見守り対象児童	福祉からの支援を必要としない児童
14	7	3	0	4	0

図表7-5 第1回目調査結果（就学後・リスク予測値50%以上）

調査対象者	調査対象以外				調査対象以外で把握できた支援の必要な児童
	要対協登録済	要支援児童	見守り対象児童	福祉からの支援を必要としない児童	
44	15	2	7	20	1

※要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

※見守り対象児童：要支援児童までには至らないが、福祉からの支援を必要とする児童

■第2回目調査（令和5年10月）

就学前については、第1回目調査以降、リスク予測値15%を閾値として継続的に判定を行った。令和5年度の累計で、システム判定で抽出された就学前児童14名のうち、人による絞り込みを実施後、潜在的に支援が必要な児童として9名を見守り対象として設定した。

なお、今年度は上記以外に各種健診において保護者への声掛け・ヒアリングを行った。保護者本人への同意を取った上でクローズドな場である保健師との面談に子育て支援課の職員が同席することで、保護者の悩みを確認することができ、人による絞り込みの判断材料の一つとすることができた。

一方、個別ブースでの実施のため実際にクレームが出たわけではないが、一部の保護者にのみ職員が同席することで、他の保護者から違和感を持たれる可能性が指摘された。保健相談での会話内容を保健師から共有すること自体は可能だが、保健師に話した悩みを町が把握していること

に不信感を持つ保護者も想定されるため、アプローチ方法は継続的に検討する必要がある。

図表 7-6 令和 5 年度累計調査結果（就学前・リスク予測値 15%以上）

調査対象者	調査対象者				
	要対協登録済	母子保健管理	要支援児童	見守り対象児童	支援を必要としない児童
14	1	0	0	9	4

令和 5 年 10 月にシステム判定で新たに抽出された就学後児童 30 名のうち、人による絞り込みを実施後、要支援児童として 2 名を、潜在的に支援が必要な児童として 15 名を見守り対象として設定した。また調査対象児童以外に学校側から情報共有があった児童のうち 6 名を調査対象以外で把握できた支援の必要な児童として設定した。（学校側からの情報共有については後述）

図表 7-7 第 2 回目調査結果（就学後・リスク予測値 50%以上）

調査対象者	調査対象者				調査対象以外
	要対協登録済	要支援児童	見守り対象児童	支援を必要としない児童	調査対象以外で把握できた支援の必要な児童
30	6	2	15	7	6

■第 3 回目調査（令和 6 年 2 月）

令和 6 年 2 月にシステム判定で抽出されたリスク予測値 30～50%の児童 56 名のうち、人による絞り込みを実施後、新たに要支援児童として 3 名、潜在的に支援が必要な児童として 9 名を見守り対象として設定した。また、調査対象児童以外に学校側から情報共有があった児童 3 名を、調査対象以外で把握できた支援の必要な児童として設定した。「教室から飛び出すなどの集団適応力が気になるケース」「家庭環境が変化し、登校状況が変わったケース」「転入、暴力などの問題行動あり、世帯の養育力が不明」について、情報共有があった。

調査対象者 56 名のうち、状況確認の結果、要対協登録済みの児童は 12 名、また 32 名が既に障害者手帳の取得や福祉サービスの利用、個別の支援計画があるなど、学校によるサポートの対象であると分かった。

ヒアリング調査に使用する児童リストの「気になる項目」について、30-50%に該当する児童は、50%以上の児童に比べて「学力の定着」と「家庭環境」の該当が多い傾向がみられた。また、「気になる項目内容」としても 56 名中 15 名は「学力」の課題への指摘があった。

また、調査対象者 56 名のうち、8 名に対して、なぜ当該児童が調査対象となっているのか照会があった。リスク予測値 30～50%の児童は、母子保健の問診内容の「支援者なし等」項目に該当者が多いが、3 歳児健診から現在まで期間が空いているため、育児に対する不安や世帯の環境変化により、リスクと実態のズレが生じたと考えられる。

図表 7-8 第 3 回目調査結果 (就学後・リスク予測値 30～50%)

調査対象者	調査対象者				調査対象以外
	要対協登録済 (すでに支援 している)	要支援児童	見守り対象児 童	支援を必要と しない児童	調査対象以外 で把握できた 支援の必要な 児童
56	12	3	9	32	3

※学校によるサポート対象は 35 名 (支援を必要としない児童を含む)

第 2 回調査以降新たにリスク予測値 50%以上となった児童 6 名の内訳は小学生 3 名、中学生 3 名であり、うち小学生 1 名が現在要対協登録済み、小学生 1 名が過去に要対協に登録されており、現在も家庭に対して支援実施中の児童であった。新規に判定された児童は小学生 1 名、中学生 3 名であったが、いずれも学校がサポートしている児童であったため、「潜在的に支援が必要な児童」としての設定は見送った。

図表 7-9 第 3 回目調査結果 (就学後・リスク予測値 50%以上)

調査対象者	調査対象者				調査対象以外
	要対協登録済	過去要対協登 録履歴有	見守り対象児 童	支援を必要と しない児童	調査対象以外 で把握できた 支援の必要な 児童
6	1	1	0	4	0

■全体

全3回の調査結果（過去の調査対象者は除く）のまとめは下記の通り。

図表7-10 調査結果一覧（就学後）

	対象者・ リスク予測値	要対協 登録済	要支援児童 に要登録	見守り 対象児童	福祉からの 支援は必要 ない児童	計	調査対象外 で学校から 情報提供
第1回調査 (R5.3)	・小6まで ・50%以上	15	2	7	20	44	1(1)
第2回調査 (R5.10)	・中1まで ・50%以上	6	2	15	7	30	6(2)
第3回調査 (R6.2)	・中1まで ・30~50%	12	3	9	32	56	3(0)
合計	—	33	7	31	59	130	10(3)

※ () は要支援児童登録

図表7-11 調査結果一覧（就学前）

	リスク予測 値	要対協 登録済	母子保健支 援対象	要支援児童 に要登録	見守り 対象児童	福祉からの 支援は必要 ない児童	計
合計	15%以上	9	2	0	13	4	28

ヒアリング調査では学校長・教員からデータ連携の取組や進め方について下記のような意見が上がった。

図表7-12 ヒアリング調査に対する学校長・教員の意見

<ul style="list-style-type: none"> ・リスク予測値50%以上の児童は、障がい者手帳の取得や福祉サービスの利用、個別の支援計画があるなど、既に支援を継続している児童が多く、リスク要因を把握したい。 ・調査に使用する「気になる項目チェックリスト」の項目は妥当であり、チェックをつけやすい。 ・(福祉で把握した情報を共有されることについて) 調査対象にあがった理由を把握することが出来た。 ・学校と福祉の連携がとりやすくなった。 ・学校の記録が支援に効果的に生かされていると分かり、記録へのモチベーションが上がった。

- ・ こどもの家庭状況が分かることで、学校での関わり方や福祉との連携が必要なケースを共有できた。
- ・ 福祉の情報を学校側へ必要以上に共有すると、教員が「福祉を背負う」ような感覚を持ち、負担に感じる場合もあるので、データの共有には慎重になる必要がある。
- ・ 定期的に児童の状況を確認することで、児童のことをしっかり意識し、現状の見直しや見落とし防止ができる。
- ・ 転入児童の事前情報が少なく、十分な対応ができない。

また、所属機関へのヒアリング調査では、調査対象児童の状況把握に加え、調査対象児童以外に学校側で気になる児童に関する情報共有があった。今年度実証事業ではそのような児童については「調査対象児童以外で把握できた支援の必要な児童」として扱い、要対協に登録して注視することとした。これらの児童については、すでに何らかの問題が起きていると考えられるため、緊急度が高いと認識している。

図表 7 - 13 ヒアリング調査で新たに情報連携があった気になる児童の例

- ・ 継続欠席や不定期登校で保護者の協力が得られない
- ・ 調査対象児童の兄弟姉妹に該当し、データ上のリスクは低いですが、人間関係のトラブルが多い
- ・ 長期的な不登校で養育状況が不明
- ・ 通学は難しくともオンラインで授業を受けている
- ・ 1学期は出席していたが2学期は休みがちになったというように、出欠席に波がある
- ・ きょうだい間で行き渋りが連鎖したり、出欠席の状況が逆転している
- ・ 小学校で特別支援級であったこどもが、中学校から通常級に入り、学習面で困難を抱えている
- ・ 町外から通学している
- ・ 学外への繋がりを求める傾向にある（非行相談あり、いじめや学校内での交友関係に問題がある可能性がある）

■留意点・課題

学校で見立てを聞き取る際のコミュニケーションにおいては、レッテル貼り・スティグマを防ぐことも必要である。課題は特別な家庭に発生するものではなく、複数の要因が重なって起きるものであると捉え、先入観を持って接することやデータや情報のみで決めつけることがないよう、担当課内で認識を共有している。

また、今回の実証事業において困難の類型と設定している虐待の未然防止と、学校へのヒアリングによって情報を得ることができる学校が対応に苦慮している児童は、必ずしも一致しないが、明確に線引きができるわけでもない点に留意が必要である。実際に、学校側から気になる児童としてあげられた不登校気味の児童について、保護者に対してどのように指導したらよいか困っているという情報共有があった。児童虐待の観点では、学校と保護者との関係性の点をリスクとし

て取扱い、結果的に該当児童は見守り対象と判断した。調査対象以外に学校から気になる児童として挙げられた児童については、事例ごとに確認していくことが必要となる。

7.3 データ連携により把握したこども等に対する支援

7.3.1 こども等に対する支援の取組内容

本実証事業において、見守り対象に設定した児童については、個別なアプローチを検討し、集団健診での関わりや SSW との対象児童把握などを行い、アウトリーチ型の支援やリスク詳細を確認した。判定のリスク予測値は高止まりの傾向にあり、見守り対象として設定した児童のうち、子育て支援課とのかかわりが無い就学前児童と、見守り対象として設定した就学後児童の全体を要対協に登録することとした。令和 6 年 5 月に開催予定の要対協の実務者会議において、見守り対象とした児童は学校の情報収集・連携を求めることとしている。

子育て支援課ですでに注視している子どもや保護者から自主的な相談があり養育状況が確認できるケースについては、日常的に情報共有されているため、要対協（要支援児童）の登録は不要と判断した。

また、各児童について、子育て支援課内では下記の事項を一覧化して状況を把握した。

- ・ 年齢区分
- ・ 家庭状況（「生活保護」「ひとり親」「障害手帳」「福祉サービス利用」「その他」）
- ・ 保護者へのアプローチ状況
- ・ 対象児童把握
- ・ 要支援児童該当有無
- ・ 所属の見守り状況
- ・ リスク有無
- ・ 見守り目標
- ・ 備考

図表 7 - 14 支援対象児童の管理状況

No.	年齢区分	1.6.3歳児健診 ×受診なし △いずれか受診 ○両方受診	調査 △ヒヤリング把握 ○1回調査 ◎再掲	生保 ×受給なし △取扱歴有 ○受給中	ひとり親医療 ×受給なし △児扶手のみ ○受給中	手帳 ×取得なし ○取得	福祉サービス ×利用なし ○利用中	元要対協	保護者アプローチ ×なし ○あり	対象児童確認 ×なし ○あり ◎SSW同行	遅刻多数 ○継続欠席 ◎遅刻多数	予防的支援	
1	就学後	×	△	×	×	×	×		×	◎	◎		
2		×	△	×	○	×	×	H27.10.27	×	◎	◎		
3		転入	◎	△	×	母子	×	×		×	◎		
4		×	◎	○	△	×	×			×	◎		
5		×	◎	×	×	○	○	H30.3.9	○	◎	◎		
6		転入	△	×	△	扶養義務者同居	×	×		○	×	○	
7		×	◎	×	×	○	○			×	○	○	
8		転入	○	×	○	○	○			○	◎		
9		△	◎	○	△	×	×			○	◎		
10		△	◎	×	○	○	○	H29.4.19	○	◎	◎		
11		×	◎	△	○	×	×			×	◎		
12		△	◎	×	△	課税	○	H26.10.22	○	◎	◎	◎	
13		×	△	×	△	扶養義務者同居	×	×		○	×	○	
14		△	◎	△	○	×	×	R4.2.1	○	◎	◎		
15		△	◎	△	△	年金	×	×	R2.7.28	○	◎		
16		転入	○	×	○	○	○			○	○		
17		○	◎	×	○	×	×			○	◎		
18		○	◎	×	×	×	○			×	◎		
19		○	◎	×	○	×	×			○	◎	◎	
20		×	◎	△	△	年金	×	×	R2.7.28	○	◎	◎	○
21		○	◎	×	×	○	○			×	◎		
22	△	◎	○	△	×	×			○	○			
23	○	○	×	○	○	×			○	○	保育園	○	
24	○	○	○	○	×	×			○	○		○	
25	○	○	×	○	×	×			○	×		○	
26	○	○	○	△	×	×			○	○			
27	○	○	×	×	×	×			×	×			
28	○	○	×	×	×	×			○	○			
29	○	○	×	○	×	×			○	○			
30	○	○	×	×	×	×			○	○			
31	○	○	×	×	×	×			○	×			
32	○	○	×	×	×	○			○	○			
33	○	○	×	×	×	×			○	○			
34	○	○	×	×	×	×			○	○			
35	○	○	△	○	×	×	R3.11.30	○	○	○			

保護者または児童にアプローチ可能な機会（生活保護の家庭訪問や、児童扶養手当の現況確認）を活用し、子育て支援課の職員も同行することで、見守り対象として設定した児童の最新状況・ニーズを把握することとした。

3歳児健診以降は行政から直接アプローチ可能な機会は激減してしまうといった課題がある。

このため、3歳児健診以降の切れ目のない支援のため、今後は5歳児健診を新設することを検討している。5歳児健診では全世帯を対象に問診を行い、回答の有無や回答された内容に基づいて自治体からアプローチする予定である。

就学後児童については、児童福祉法等の改正法の要支援児童等の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進の通知（別表3【学齢期以降】）を受けた文科省発の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の虐待リスクのチェックリストを活用し、月に1回教員が児童の状況をチェックすることとした。

また、子育て支援課の職員がSSWに同行し、学校訪問を行う場合もある。学校によってSSWの体制も異なっているため、個別に相談し、どのような支援が必要なのかを検討していく必要がある。

図表 7 - 15 就学後児童の状況把握に使用するチェックリスト

○虐待リスクのチェックリスト

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発現する夜尿は要注意）
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
		過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。
	無関心、無反応	教員等の顔を伺ったり、接触をさげよしたりする。
		表情が乏しく、受け答えが少ない。
	攻撃性が強い	ボーっとしている、急に気力がなくなる。
		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。
		他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。
	孤立	大人に対して反抗的、暴言を吐く。
		激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	気になる行動	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
		担任の教員等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。
		不自然に子どもが保護者と密着している。
		必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
	反社会的な行動（非行）	繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。
自暴自棄な言動がある。		
保護者への態度	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。	
身なりや衛生状態	保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。	
	保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。	
食事の状況	季節にそぐわない服装をしている。	
	衣服が破れたり、汚れている。	
登校状況等	虫歯の治療が行われていない。	
	食べ物への執着が強く、過度に食べる。	
	極端な食欲不振が見られる。	
保護者の様子	友達に食べ物をねだることがよくある。	
	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。	
	きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。	
	なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがたらない。	
	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。	
	発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。	
	「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。	
	子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。	
子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。		
きょうだいの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。	
	きょうだいでは服や持ち物などに差が見られる。	
心身の状態（健康状態）	精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない）	
	アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。	
	子育てに関する強い不安がある。	
気になる行動	保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。	
学校等との関わり	被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。	
	他児の保護者との対立が頻回にある。	
	長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしていない。	
家族・家庭の状況	欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。	
	学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
	夫婦間の口論、言い争いがある。	
	絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある。	
サポート等の状況	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。	
	理由のわからない頻繁な転居がある。	
		近隣との付き合いを拒否する。
		必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】		

	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ（やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等）が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居者の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）
	きょうだいが多く	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

図表 7 - 16 データ連携における取組で連携するデータの内、支援に用いたデータ項目

実際の支援に用いたデータ項目	支援に用いるために実施した処理	支援に用いた理由
出欠席 保健室来所 母子保健対象	継続欠席、遅刻多数、保健室来所多数、母子保健支援対象などをデータから検知した場合にアラート通知	支援現場より、児童の変化を早急に把握し、アセスメントや初回の面談を行いやすいとの意見が寄せられたため。 ただし、アプローチ時点では、把握していない情報として、対応することとしている。

支援メニューとして想定される内容は下記の通り。

図表 7 - 17 就学後児童に対する支援メニュー例

<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援員がつく ・ 空き時間に学力補充を行う ・ 座席を配慮する ・ 特別支援学級で個別支援する ・ SC がカウンセリングを行う ・ 受診を勧奨する。医療機関に連携する ・ 受容的関わりを行う ・ 保護者相談に応じる ・ トラブルへの早期対応を心掛ける ・ 放課後児童クラブ等の利用を保護者に促す

7.3.2 こども等に対する支援の実施結果

■全般

見守り対象児童へのアプローチを通じて、就学前教育相談窓口や養育支援訪問事業などニーズに応じて利用制度を情報提供できたケースや、アプローチをきっかけに、その後の自主的な窓口相談につながったケースが複数あった。

■就学前児童

就学前児童については、生活保護訪問への同行など、自治体が家庭に関わるタイミングに職員が同席することで、状況の把握や支援への接続を行った。

【対応事例】

事例 1	<ul style="list-style-type: none">・生活保護、ひとり親家庭・生活保護訪問に職員が同行。・その後保護者に給付案内の連絡をし、母子来庁時に所属園面談での就学前不安について把握、かかわり方について面談を実施した。
事例 2	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親医療、困窮、支援者なし・集団健診で子育て相談を紹介し、相談先が分からなかった保険証紛失の手続きについて自ら子ども家庭総合支援拠点に問い合わせ手続き実施。・受診控えだったが、こども医療で受診に繋がった。
事例 3	<ul style="list-style-type: none">・手帳取得あり、ひとり親家庭、子育て不安あり・児童扶養手当現況面談に同席し、こどもの就学への不安を把握。・就学相談にも職員が同席。・その後、保育園への連携や、教育相談員と入学前の繋がり構築まで実施した。

■就学後児童

見守り対象児童に対して、チェック項目（7.3.1 に詳細を記載）の確認を月 1 回求めた。

また、支援が必要と思われる児童に対しては教員を通じて支援メニューを案内した。自治体からの直接的なアプローチは児童や保護者にとって予期せぬ連絡となってしまうため、アプローチの方法については慎重に判断している。

リスクの要因を共有することや現状を知ることにより、教員からの声掛け・接し方などが変わる側面があり、学校においても児童の行動や気持ちのアセスメントがしやすくなるなどを利点と考えている。児童との直接的な関わりが増えることは予防的支援になると認識している。

【対応事例】

事例 1	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳取得あり、元要対協登録児童 ・申請対象漏れがあったため、学校と調整の上保護者に窓口案内をし、来庁後受付 ・保護者と対話をしたところ、障害の相談希望があったため、今後、障害福祉課と同席の上面談予定
事例 2	<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯、ひとり親家庭 ・リスク判定に基づく調査によりリスクを把握し、学校から子育て相談・教育相談の案内後、保護者が自主的相談を実施。 ・相談により課題を整理し、校内でのサポートも受けることができた。 ・当初学校と母との間で関係性の構築が難しい状況にあったが、母が無理な要求をしなくなり、担任との関係が良好になった。
事例 3	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護、ひとり親家庭、ヤングケアラー危惧 ・生活保護訪問に職員が同行。 ・保護者から、学校生活での学習面や対人トラブルの相談あり。相談支援実施。 ・保護者は担任やSCとの面談につながり、児童は受診や療育手帳の取得に向かっている。 ・個別な指導の必要性を本人も周囲も納得の上で進められるようになった。

■課題

①アプローチ

- ・就学後で福祉部門と接点のない家庭や、3歳児健診受診後など、アプローチをするきっかけがない場合がある。
- ・また、3歳児健診以降の就学前のこどもは接点が少なくなり、で、母子保健係でも見守りが難しくなる。
- ・父母のメンタルヘルスの問題がある場合には、慎重な対応が必要となる。また介入拒否や支援への抵抗を示す家庭もいる。
- ・学校との協力関係が構築できているため、教員を通じて児童の様子を把握することはできるが、保護者との接点を持つことが難しい。
- ・自治体から直接的にアプローチすることは児童・家庭にとっては予期せぬ連絡となるため、基本的には教員が見守りを実施することとなる。学校での声掛け・接し方などが予防的支援には重要であるため、今後どのような対応ができるのかは継続的に検討していきたい。

②見守り・支援

- ・収集したデータだけでは、経済面の詳細や養育能力、子供との関係性、支援者（キーマン）の有無などの必要な情報について把握が難しい。
- ・高リスク値の場合には、既に何らかの支援制度を活用している場合が多く、新たな支援制度の活用は難しい。また、見守りをする場合にも経過が長期にわたる可能性がある。
- ・困窮の傾向が強く、解決に時間がかかるケースや課題が不明なケース等についての見守り方法が難しい。

③目標設定・終結のタイミング

- ・ 潜在的に支援が必要な児童については、行政情報以外に把握している情報が少ないため、リスクやニーズの有無を含めた見守りの目標設定や、見守り支援の終結タイミングの判断が難しい。

④効率的な運用

- ・ 相談・通告件数も増加している中、潜在的に支援が必要な子供の支援を効率的に行う必要がある。

第8章 事業効果の評価・分析

8.1 データ連携による抽出結果の全体像

調査結果全体の結果は下記図表の通り。

図表 8-1 調査結果一覧（就学後）

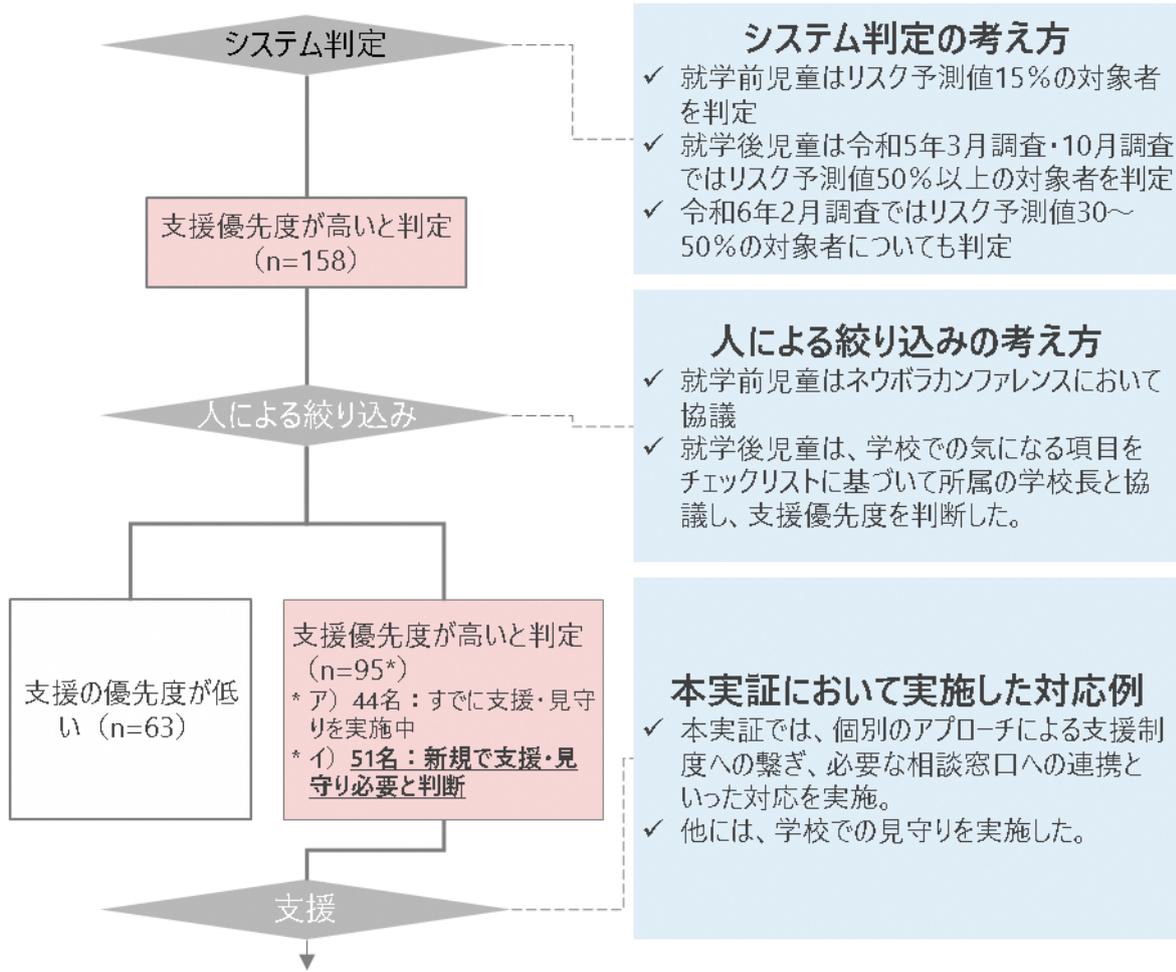
	対象者・ リスク予測値	要対協 登録済	要支援児童 に要登録	見守り 対象児童	福祉からの 支援は必要 ない児童	計	調査対象外 で学校から 情報提供
第1回調査 (R5.3)	・小6まで ・50%以上	15	2	7	20	44	1 (1)
第2回調査 (R5.10)	・中1まで ・50%以上	6	2	15	7	30	6 (2)
第3回調査 (R6.2)	・中1まで ・30~50%	12	3	9	32	56	3 (0)
合計	—	33	7	31	59	130	10 (3)

※ () は要支援児童登録

図表 8-2 調査結果一覧（就学前）

	リスク予測 値	要対協 登録済	母子保健支 援対象	要支援児童 に要登録	見守り 対象児童	福祉からの 支援は必要 ない児童	計
合計	15%以上	9	2	0	13	4	28

図表 8 - 3 プロセスごとの判定の考え方、及び対象者人数の整理結果



8.2 困難の種類との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示

本実証では、システムによる判定で支援すべきと判定された対象者について、「人による絞り込み（アセスメント）」、及び「実際の支援」を実施した。本節では、それぞれの実施にあたって有用であったデータ項目、すなわち「児童的虐待」との関連性が高いと判断したデータ項目がいずれであったかを理由・根拠とともに、検証・報告する。

8.2.1 「人による絞り込み（アセスメント）」の実施結果を踏まえた検証の結果

人による絞り込み（アセスメント）の実施結果を踏まえ、困難の種類との関連性が高いと判断されたデータ項目は下記の通り。

図表8 - 4 人による絞り込み（アセスメント）の実施結果を踏まえ、
困難の種類との関連性が高いと判断されたデータ項目



※他にも、関連性のあるデータ項目はあるものと考えているが、特に着目することが望ましいと考えるものを抜粋。

8.2.2 「実際の支援」の実施結果を踏まえた検証の結果

「実際の支援」の実施結果を踏まえた困難の種類とデータ項目の関連については、支援が継続的に必要かどうかの判断が難しいため、検討は行っていない。

8.3 こどもデータ連携の取組効果の分析

今年度実証事業を通じ、以下のような成果を確認することができた。

ただし、アウトカムに近いこどもや家庭の変化までは計測することができなかった。リスクの要因やそれに応じた支援の内容が個別のアプローチとなるため、潜在的に支援を必要とするこども・家庭に対する共通的な変化の把握や、測定方法の設定が難しいという課題がある。また、長期的な関りが必要な取り組みでもあるため、今後継続的に検討する必要がある。

図表 8 - 5 本実証事業を通じての目標、及び本年度実証における成果・進捗状況

#	目標(アウトカム)	測定指標	測定方法	本年度初時点の実績、本年度末時点の成果・進捗	(測定指標の数値には表出しないが、定性的に感じられた)取組メリット、実施障壁・課題
1	相談 通告時の情報収集の効率化	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談・通告があった際に、これまでは各部署に所属状況や接触の履歴、登校状況について確認をしていたが、システムを活用することで問い合わせの時間短縮が図られた。 ● また、問い合わせの際も必要な状況を確認してからなので、聞き取りの質が向上した。
2	潜在的に支援を必要とするこども・家庭の発見	潜在的に支援を必要とするこども・家庭の発見件数	人による絞り込みの検討結果	13件 →44件	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別のアプローチを検討・継続実施することで、保有主体との連携強化が図られた。 ● 支援方針の共有により、窓口相談の質が向上した。
3	福祉部局と学校との連携の強化	学校との相談回数の増加	手元での記録	2回/各学校 →2回/校長会説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校毎にヒアリングを行うことで、学校からの随時相談件数が増加した。 ● 校長会にて本事業の進捗や調査目的を共有し、

					連携の強化が図れた。
4	保健師からの声掛け活動の積極化	養育支援訪問事業などに関する声掛け件数	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉への案内や同席面談を通じ、アウトリーチ型支援への声掛けが増えた。 ● 地区担当保健師だけで見守る体制から切れ目のない支援の強化ができた。
5	こども・家庭から頼られる相談窓口の実現	こども・家庭からの自主的（訪問・電話・来庁時）の相談件数	・・・	（2の児童について）31/44件	<ul style="list-style-type: none"> ● 潜在的に支援の必要な児童及び家庭のリスクやニーズを把握し、相談支援を行うことで、孤立の防止ができる。 ● 支援者のスキル向上や予防的な支援を継続する体制強化が求められる。

第9章 考察・まとめ

これまで進めてきた取組全般を振り返り、改めて本実証で実施した事項について、そこから得られる示唆、気づき、反省事項を整理したうえで、次年度以降に取り組む際の留意事項及びこれから取り組む全国地方公共団体への伝達事項をとりまとめる。

(1) 見守り・支援の方法 [運用面]

現在の府中町独自のリスク予測モデル（横断分析）では、妊娠期から現在までのリスク要因を積み上げてリスク値を算出するため、リスク値の高い人が高止まりし、いつまで見守りを行うかが判断しづらい。4市町のデータを統合することで、就学前のモデルを細分化し、時期に応じたリスク要因を反映した統合モデル（縦断分析）を構築できたことから、実装を今後検討する。また、リスクの予測時点が明らかになることから、支援終了タイミングの設定を検討する。

(2) 児童福祉法及び虐待防止法上の位置づけの明確化 [制度面]

今回の事業において把握する「潜在的に支援が必要な児童」について、児童福祉法及び虐待防止法上の位置づけが明確でなく、関係者との個人情報の共有や要保護児童対策地域協議会との連携が不明確である。

児童福祉法第21条の10の5では、要支援児童の恐れがある場合には学校を含む関係機関から市町に情報提供することを求められているが、リスクが顕在化していない児童を把握するために行う関係機関との調整や個人情報の関係機関からの提供に関する根拠が明確ではない。また、把握した児童は今後リスクが顕在化するおそれがあり、行政として要対協との連携も含めてどのように情報把握をして支援していくのか苦慮している。

さらに、虐待防止法第6条の通告は、関係機関や近隣住民からの連絡を想定しているが、本実証事業のように、行政の保有する様々なデータを分析しシステム上で児童虐待のリスクが高いと判断される場合は通告の一例としては整理されていないため、通告として調査などを行ってよいのか、要対協に登録してから進めるべきなのかという点も苦慮している。

昨今の虐待件数の増加、重大な事案の発生などから、虐待の予防や早期発見という事業の必要性は高い。このため、予防的段階での関係者間での情報共有や調査、要対協を活用した関係者との連携方法について、児童福祉法及び虐待防止法等の法令や、既存の制度上での位置づけを明確にしてもらいたいと考えている。

(3) 複数自治体のデータ統合モデル作成 [技術面]

正解データ増加のため4市町のデータを統合したリスク予測モデル（縦断分析）を作成し、リスクの将来予測に適したモデルを構築したが、4市町共通のデータ項目が少なく活用可能なデータ種類が府中町独自のモデル（横断分析）と比べて減少してしまった。また、共通のデータ項目でも、市町ごとに運用面の差異から傾向に違いが発生している場合もあり、統合化することによる市町の独自性が失われる可能性がある。

単独の市町モデルがこれまでのリスク要因を積み上げたリスク値を算出するのに対し、統合モデルはこれから発生する可能性を確率として算出しているため双方の特徴を踏まえ今後、府中町

単独モデル（横断分析）とのメリット・デメリットを整理し実装の可否を検討していく。

図表9-1 本実証を通じて得られた示唆

▼データを扱う主体の整理・役割分担（1章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気付き、反省事項
<ul style="list-style-type: none">● 様々な部署のデータを連携する点に加えて、システム開発、個人情報保護法等の法令など、多様な観点での検討が必要となるため、他部署との連携が必須となる。関係部署との目指す姿の認識を共有することや、各部署との役割分担、事業実施の体制作りが重要である。

▼連携するデータ項目の選定（2章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気付き、反省事項
<ul style="list-style-type: none">● 連携するデータ項目は、一般的に虐待との関連性が認められている情報だけでなく、現場の知見も踏まえて判断する必要がある。また、データ分析のためには、データ項目を保有しているだけでなく、過去のデータ保有状況、欠損値の状況、時系列の整理なども考慮する必要がある、一度では完結せず、実際のシステム利用後の状況を踏まえて改善していくことが重要である。

▼判定基準の検討（3章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気付き、反省事項
<ul style="list-style-type: none">● AIモデルの構築の際には、予測精度を高めることも重要であるが、予測値を参考に人が実際に支援の要否を判断するため、予測値の根拠を支援に携わる職員が確認できるなど、解釈性の高いモデルであることも必要である。

▼個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気付き、反省事項
<ul style="list-style-type: none">● 個人情報保護とともに、データを連携することによるプライバシー保護の観点にも留意して、システム構築から支援の実施方法まで検討する必要がある。

▼システムによる判定の実施（7章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気付き、反省事項
<ul style="list-style-type: none">● 活用したデータや分析手法により判定結果に傾向が出るため、特徴を把握して活用し、運用による課題が生じる場合には随時改善していく必要がある。

▼支援に向けた人による絞り込み（7章より）

(実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの) 示唆、気付き、反省事項
<ul style="list-style-type: none">● システムによる判定はあくまでも参考の情報であり、本人にリスクがない可能性もある

ことを認識した上で、関係機関や所属の情報も踏まえながらシステムの判定を活用する必要がある。

▼こどもデータ連携の取組効果の分析（8章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項

- 効果が発現するのに時間を要する事業であるため、短期的と長期的で何を把握するのかを検討する必要がある。また、こどもや家庭の状況はそれぞれであり一律に効果を把握することは難しい点にも注意が必要である。